HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス帝国主義研究への一接近
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學　經濟學研究, 22(4), 1-68
Issue Date	1973-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31249
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(4)_P1-68.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学内出版物
170
46.2.21

イギリス帝国主義研究への一接近

富森虔児

目　次

問題の提起
第1章　イギリス帝国主義の形成
　　―― 生産の集積と資本の集中 ――
Ⅰ　生産の集積
Ⅱ　資本の集中
　A　株式会社制の普及
　B　資本の集中運動
Ⅲ　小　括
第2章　イギリス帝国主義の展開
　　―― 独占的運動と資本の腐朽化 ――
Ⅰ　イギリスにおけるカルテルの展開
Ⅱ　イギリスにおける資本の停滞と腐朽化
Ⅲ　イギリス帝国主義の本質
第3章　イギリス帝国主義研究の批判

問題の提起

従来より，イギリス帝国主義乃至イギリス金融資本の研究については，他の帝国主義国，とりわけドイツ帝国主義及びドイツ金融資本の研究に比較して，その極めて難事である点がよく指摘され，あるいは究明された結果としてのイギリス帝国主義なりイギリス金融資本が，すぐれて帝国主義なり金融資本としては特殊な様相に満ちていることがしばしば強調されてきたのであった。

たとえば，経済学大系「帝国主義論下」（東大出版会）において一つの帝国主義研究を展開した人々を代表して，遠藤湘吉氏は，「この『大系』の『帝国主義論』上巻が出てから，それと一対をなす本巻が出るまでに思いがけな

い時日を費してしまった。結局は弁解になってしまうのだが，その理由をあえていえば，編者の怠惰はなんともお恥しい限りとしても，やはりイギリス帝国主義のとらえ難さということになるだろう。ドイツ帝国主義の性格がいわば定式化できるといっていいほど，きわだったものをもっているのに対し，イギリスの複雑さは一すじなわでは処理できない感じである」(前掲書1頁）として，同書の刊行の遅延の一因としてまで，敢えてイギリス帝国主義の複雑さをあげられたのであった。また，ある面で遠藤氏らとは対照的立場でイギリス金融資本研究を行なわれた生川栄治氏も，その独自の理論的基点に立って，イギリス金融資本にも金融資本の一般的軸心の存在することを一方で確認しながらも「イギリスでは，この軸心が他の特殊的諸様相のもとに埋没して，特殊性が金融資本関係の全面を蔽う形をとっているところに特色がある」（生川栄治著「イギリス金融資本の成立」有斐閣）とされているのである。一般的軸心が特殊性に埋没してしまっているときに，どの程度一般性が主張できるのかという素朴な疑問がこの段階でも生ずるが，その点に関連する議論は，後の本論内に委ねるとして，ここで生川氏がとにかくイギリス金融資本の強い特殊性について確認しておられることは全く明白といってよいだろう。

ところで，果してイギリス帝国主義は，上記の人々が指摘してきたように，本当に一すじなわでいかぬ複雑さをもち，あるいは少くとも極めて強度の特殊性をもったものとして扱われねばならないのか，あるいは，そうでなくそれなりに一般的な線上で一応基本的には全く明確に理解しうるものなのか。

率直にいって，たしかに従来のイギリス帝国主義研究が明らかにしたところによれば，前者のような評価は，あるいみで当然であり，後者のような主張の根拠づけは，いまのところ必ずしも説得的に果たされているとはいい難い。そして，まさにこの限りにおいて，この問題は，たんにイギリスのつかみにくさにとどまらず，当然イギリスをも包摂しうる帝国主義の一般法則なり一般理論構築の可能性に対する悲観主義につながざるを得ない要素をもっていたのである。

もちろん，ここであらかじめこのような従来の研究から出た結論を論証ぬきに先験的に否定することの許されないことはいうまでもない。

だが，筆者として独自にこの問題を検討した結果を敢えて先取りしていえば，イギリス帝国主義の処理の難しさなり，その強い特殊性は，必ずしもそれ自体客観的に絶対なものでなく，むしろすぐれて対象に接近する理論的枠組によってそのようにうけとめられることになったのではないかということ，いいかえればより適切な理論的基点にたてば，イギリスにおける金融資本なり独占資本の必然性も一般法則に包まれるものとして充分に説得的に明らかにしうるだけでなく，同時にこのような時にこそ，その真の特殊性もまたより明快に明らかにされうるのではないかということである。

そこで，以下本稿において，上の帰結をもたらすにいたった筆者の分析と検討を順次示していきたい。だが，ここに示した中心問題の本格的議論に入る前に，当然の順序として，イギリス帝国主義に関する基本的事実関係を，とくに大不況以降のその形成期から第一次大戦にかけての時期についてまず明らかにしておきたい。

なお，あらかじめ弁解しておくが，われわれがここで確認していく史実関係については，すでに多くのイギリス帝国主義研究で利用されてきた資料原典の範囲を多く出るものではない。だが，ここでも敢えていえば従来の研究の立っていた理論的基点に規定されて，比較的紹介されてきていない諸事実を同類の資料に依拠しながらも再発掘することになった。

だが，それにしても本稿の歴史実証としての価値は小さく，一部を除いて従来の研究に多くを加えうるところまでいっていないことも認めねばならない。そして，むしろ，本稿の真のねらいは比較的同じ材料のすぐれてより適切な理論的整理にあったことを特にことわっておかねばならないだろう。

第1章　イギリス帝国主義の形成
―― 生産の集積と資本の集中 ――

I　生産の集積

資本主義の帝国主義＝独占資本主義への転化において，第一の前提なり契機となるべきものは何といっても生産自体の発展転化であること，さらにいえば所謂生産の集積の増大――とりわけ固定資本の巨大化――であることはいうまでもない。

もちろん，ここでひとことに生産の集積の増大といっても（少くとも帝国主義の発生の契機となったものとしての）それは決してあらゆる産業のあらゆる段階に共通するきわめて一般的な意味でのそれでなく，とりわけ19世紀後半期の資本主義において特定の具体的内容をもって，しかも比較的特定の産業において集中的に現われた生産規模の著しい拡大現象であることは，すでに論議されてきている通りである。つまり，それは簡単にいえば19世紀後半期にあらわれた製鋼革命による鋼の大量生産と，それに支えられた機械産業の発展にはじまり，世紀転換期の電機・石油化学・自動車等のNew Industryの発生につながる鉄鋼を中心とした重化学工業の発展という具体的内容をもったものとして考えねばならないのである。

したがって，もしわれわれがここでイギリス帝国主義研究の関わりにおいて，その発生の第一の契機としての，イギリスの19世紀後半以降における生産の集積の発展の具体的内容をみようとする場合も，当然鉄鋼業を中心とした重工業のそれ，とりわけ鉄鋼業のそれについてみていかねばならぬことはいうをまたない。そこで，以下，19世紀後半期におけるイギリス鉄鋼業の生産集積の展開に関しての特徴的な点をとくに米独との国際比較においてまず確認しておくことにしよう。

もとより，いうまでもなく生産の集積の問題の中心が，いくら鉄鋼業であるからといって，やはり鉄鋼業だけに，かかるいみでの生産集積の実態の代表とさせるにはかなり問題がともなう。だが，その点をふまえながらも，敢えてここにあらわれた問題を通して，イギリス重工業における生産集積の特徴の方向は一応確認できると考え，一応鉄鋼業に限定して，まずみておくことにしよう。

(1)　所謂製鋼革命それ自体の進展はイギリスにおいても，やはり顕著であったのであり，一部の誤解に反して，錬鉄生産の駆逐という点では，少くとも20世紀初頭に至るまでの過程では，米独をむしろ上まわっていたといわれる。

すなわち，下記の表(第1表)にみるごとく，ようやく1910年段階で，一般に錬鉄が部分的特殊的地位に下った時期になって，はじめてイギリスにおける錬鉄生産の比率がわずかに米独を上まわるに至ったのであり，それまでは常にイギリスこそもっとも錬鉄の駆逐においてより進んでいたのであった。

第1表　銑鉄に対する錬鉄生産の比率　(%)

年　度	イギリス	アメリカ	ドイツ
1870年	43.7	68.0	72.0
1880年	26.0	55.0	46.0
1890年	23.5	34.2	36.0
1900年	13.0	16.0	12.8
1910年	11.1	6.5	2.7

高橋哲雄，「イギリス鉄鋼独占の研究」24頁より。

(2)　ところが，かくて進展する製鋼革命の中で，イギリスで好んで用いられたのが酸性平炉法（ジーメンス法）であり，「高級鋼製造には向かないが，反面普通鋼の大量生産により適合し，大生産単位の形成＝集積にはまさしくうってつけの生産手段だった」[1]といわれる塩基性転炉は，ドイツとちがってほとんどが採用されるに至らなかった。

そして，実際製鋼関係の生産スケールは明らかに米独に比して劣っていた。すなわち，たとえば D. L. Burn の指摘する[2]ところによれば，1885年以降につくられたイギリスの製鋼工場の週生産高は，せいぜい1,000 t であり，米独のそれが当時凡そ 3,000 t 以上であったのに対し，大きく劣っていた。また別な資料によれば，1890年段階におけるイギリスの平炉の平均能力は10 t であり，これに対しアメリカ30 t，ドイツ15 t であったことが指摘されている[3]。

もちろん，高橋哲雄氏の指摘にある通り，イギリスの製鋼の小規模性は，決して酸性平炉法という製鋼技術自体によってもたらされたものと考えるわけにはいかない。さらにまた，先にみた如く，イギリスにおける小規模錬鉄生産の残存につながるものとみることも事実に反するといえ，この点では筆

者も高橋氏の中川敬一郎氏への批判に従いたい。[4)]

(3)　だが，明らかに次のような意味で塩基性転炉法（トマス法）が採用されなかったことは，製鋼の相対的小規模性を規定する上で一定の役割を果したかのようである。

すなわち，本来イギリスではトマス法用の含燐鉱石は，主として東ミッドランド地方に大量に存在し，そこへ製鋼が集中する限り，大規模生産が発展しうる条件は充分に存在していた。

だが，イギリスにおける鋼の主たる需要者である造船業界の反発により，結局国内資源にむしろめぐまれたトマス法は採用されず，たとえばアメリカにみられた五大湖鉱石資源への製鋼業の近接，及びそれによって基本的に可能とされた鉱石の大量採掘・大量輸送とその規定による鋼の大規模生産という方向とは対照的に分散する輸入鉱石に依存する酸性平炉法体制が固着することになった。

しかも，とりわけ輸入鉱石は，輸入港の分散とも結びついて，ますます小量に分散して入ってくることになり，これが鋼の相対的小規模生産にとって明らかに一つの要因となったのであった。

(4)　製鋼の生産スケールが相対的に小規模であったことと並んで重要だったのは，かかる製鋼部門の製銑部門との統合，すなわち銑鋼一貫体制がイギリスでは弱く，この面でも米独に比して生産の集積の発展が大きく阻害されていたことだった。しかも注目すべきことには，この点についてのイギリスの事態は「銑鋼が結合している工場での鋼生産の比率は1900年において1880年時点よりも低下した」[7)]といわれるように，むしろ「おどろくべき後退」をとげたことだった。[8)]すなわち，1882年に製鋼28工場中，12工場が高炉をもち，しかも製鋼生産の3分の2を支配していたのに対し，1902年には製鋼72企業中高炉所有は21企業でそれらの生産支配は4分の1にまで低下，さらに1907年には，製鋼95，高炉101中，一貫企業はわずか28を数えるのみだったと指摘されているのである。[9)]

(5)　ところで，上記の如き製鋼部門におけるイギリスの特殊性は，当然製銑

部門にも反映した。すなわち「製鋼企業，製鋼炉の小規模性を反映して発注単位が小さかったため[10]」銑鉄企業も多種少量生産で小規模分散化することになり，そこでの生産集積は，とりわけ1880年から1890年の期間において相対的に遅れをとり，第2表にみる如く，「アメリカに比べてはもとより，ドイツの後塵をも拝すことになった。[11]」

だが，以上のような事態の存在にも拘らず，イギリスにもこれまでにみたような生産集積の発展の相対的遅れをカバーすべき事情が全くなかったわけではない。

第2表　各国高炉平均年産量

（単位トン）

年　度	イギリス	ドイツ	アメリカ
1870年	8,706	5,000	
1880年	13,000	11,000	8,590
1890年	19,000	20,700	31,000
1900年	22,500	31,000	56,000

高橋，前掲者，22頁。

とりわけ，2つのタイプの垂直的結合が，イギリス鉄鋼業で比較的よくみられ，そのことが一見，他面から生産の集積を発展させうる条件だったともみられるのである。

第一に，イギリスでは製銑企業の原料資源保有がかなり進んでいた。すなわち，世紀末において全銑鉄生産の4分の3が海外（もしくは国内）に炭坑か鉱山を保有する企業によって生産された。[12]

第二に，イギリスでは，とくに製鋼＝圧延＝鋼材消費部門の結合がとりわけ特長的であり，「ここでは……イギリスの発展は，他国をしのぐめざましさを示した[13]」のであった。

だが，一見して生産の集積を発展させる要因と考えられる上の2つの結合も，たとえば前者については，「むしろイギリス鉄鋼業が塩基性製鋼をなおざりにしたため，これら海外資源に依存せざるをえなかったという消極的な意味がよりつよい[14]」といわれるように，生産の集積の発展を阻害した他の条件にまさに規定されたものであったのであり，また後者に関しても，そのような結合そのものが小規模企業相互のものが多く，世紀末段階における Guest Keen と South Durham[15] の合併に至るまで，10大製鋼業者に関連してのこの種の結合は全くみられなかったこと及びこの種の結合自体の内容

がいわば鋼材消費市場の分割という面をもっており，「生産の集積の発展形態としてみることは多分に無理がある[16]」ものであったことが認められねばならないのである。

(6)　以上，要するに世紀末期におけるイギリス鉄鋼業の生産の集積は，製鋼革命を契機としたそれなりの発展を示しながらも，米独との国際比較でみるかぎり，明らかに相対的に遅れをとっていたことは，いまや疑う余地がない。

しかも，そのような生産の集積の相対的立ち遅れを規定したものとしては，従来より指摘されているように，主として市場の条件と資本市場の条件が考えられることも，また特に異とするに足らないといってよいだろう。とりわけ，ここで前者については，たとえば，さきにみたように，イギリスでの鋼材の主たる需要者であった造船業からの規定のこともさることながら，何よりも世紀末におけるイギリスの鉱工業生産全体の伸びが，1870—1903年期57％増といわれるように，この間のアメリカの320％，ドイツの224％に比して大きく劣っており，これが鋼材の大量需要の発展を大きく阻害し，それが斯業における生産の集積の進展を弱めたであろうことが見落されてはならないだろう。

また後者に関連していえば，資本市場の特徴と生産集積の特徴の相互規定的な関連が，正しく把握される必要があること，すなわち，後述するような資本市場のイギリス的ありかた，とくに国内の社会的遊休資金が国内の産業投資に向わないという構造が，生産集積の進展に阻害原因となっただけでなく，むしろより以上に生産の集積の進展が弱かったことが，上のような資本市場の特徴を規定している点が見わすれられてはならないことを付言しておかねばならないだろう。

要するに，ここでは生産集積の展開に相対的遅れがあったという事実が確認されれば，一応充分なのであり，われわれとしてもひきつづきこの確認の上に立って，他の世紀末期のイギリス経済の諸特徴を追跡していくことにしよう。

Ⅱ　資本の集中

A　株式会社制の普及

上記の如く，イギリスでは，世紀末の生産の集積の進展という点に関する限り，明からに米独に対比しての相対的遅れが目立ったのだが，反面，産業における株式会社の普及という点では，これとはちがっていた。

それは，たとえば「イギリスの産業企業の株式会社形式による編成替えが容易に進渉を見なかった」[17] とか「イギリスにおける大企業の発展が株式会社形式を十分に利用して行なわれなかった」[18] といった宇野弘蔵氏の少なからず歪められた*断定にもかかわらず，全く明白であったのであり，したがって宇野氏の方法をひきついだ前記「帝国主義論(下)」の執筆者たちでさえも，この点自体は打ち消し難いものとして指摘されざるを得なかったのである。

* この偏った判断こそ，まさに宇野氏の株式会社論なり，金融資本概念の偏りによって余儀なくされたものである。だが，そうした問題点については，この段階では一応措き後段で扱うことにしたい。

すなわち，仮に以下のようにこの「帝国主義論(下)」にもっぱら依っても，次のような株式会社のイギリスにおける普及がまず確認されうるのである。

(1)　イギリスにおいても，世紀半ば頃より，「有限責任制の一般的導入」の「必要が増大しつつあった」[19] ため，株式会社設立の自由化へ向けての一定の法制史上の動きがみられることとなった。(以下　第1図参照)

すなわち1844年にはまず会社設立における準則主義が認められた。さらにこの1844年の法がなお有限責任を認めず，基本的には株式会社設立の規制にねらいがあったのに対し，1855年には有限責任が認められるに至り，つづく1856年には「契約自由の原則にもとづく自由放任的性格をもっていた」[20] 会社法が旧法を一変させて生れ，1862年にはそれがさらに整備発展させられることになった。

ところで，かかる法的保障の確立を追って，実際の株式会社設立も，この時期から広範にみられるようになり，「1863年から1875年まで年々多い時で1,000以上，少なくても460社以上の設立登記があった」[21]。

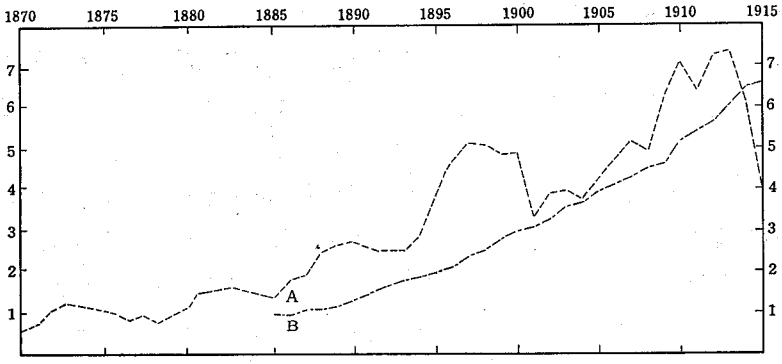

A．設立登録数　　（単位　1,000）
B．株式会社絶対数（単位 10,000）
J. H. Clapham : An Economic History of Modern Britain, 1887—1929, 1968 p. 222 より作成

第1図　イギリスにおける株式会社設立登録数

「しかし，その内容をみると……実際上設立されなかったり，ほとんど資本を集めえなかったものが登記総数の3分の1以上を占め，設立後5年以内に消滅してしまうのが半数であった」[22]。

さらに，注目すべきことは，これらの設立されたもののうち，「既存個人企業の組織変更が多く，これを反映して単に有限責任制を求める目的だけのいわゆる非公募会社の設立の比重は大きかった」[23]こと，及び有限責任制の容認を求める過程のなかでも，資金調達のためにこれを必要としているという積極的な主張が聞かれなかったこと」[24]であろう。とくに，この点は「帝国主義論(下)」の執筆者たちにとっては，極めて奇異のこととしてうけとめられているようであるが，むしろ却って，株式会社の真の本質的機能をうら書きするものとして，われわれとしては重視し且留意を促しておきたい。

(2)　大不況以降，とくに大不況後半期に至って，株式会社普及の第二の段階がみとめられる。

すなわち，一方ではたしかに大不況下「産業投資の低下は，1887年までつづいた」[25]といわれるような状況があった。にもかかわらず，株式会社設立自体は，「景気変動を反映しながら，年々多数」にのぼり，「ことにその数は1880年

代後半以降非常に増大[25]」し，かくて「個人企業に代って株式会社が企業の重要な形態となる基盤は拡大しつつあった。[28]」のだった。ただ，こういうなかでも，有効に設立しなかったもの(35%)，5年以内に消滅したもの(45%)及び非公募会社（1875—1883年設立中，23.5%1890年設立の半分）の比率が依然として高く，しかも，「なお組合企業形態が『通常の』(ordinary）企業形態とみられており，イギリス産業における株式会社普及の一層の進展は，大不況の終焉をまつことになったのである[29]」ともいうべき状況だったことはわすれてはならない。

しかも，とりわけ「大不況下の株式発行の困難な事情を考えれば，この時期の公募会社による資金集中範囲の拡大には自ら限度があったといわねばならない[30]」ばかりか，却って「特定資本家とその家族への持株の集中という現象さえ生じた[31]」ということは，株式会社自体がこの時期でも，事実として社会的資金の集中の手段として必ずしも機能していたわけでないことを示すものとして注目される必要があろう。

(3)　さて，「イギリス産業は，1897—1900年に久方ぶりに1870年代初頭のピークを大幅に超える投資を行なった[32]」。「そして好況期には並行した活発な企業結合運動が展開された[33]」。しかも「株式会社設立登記数は1890年代後半に一段と増加し，1901年の急落を除けばその後もほぼ年を追って増加しつづけた[34]」。だが，このうち単なる登記が3割を占めたばかりか，依然として組織変更が多く，非公募会社の比率も「ますます高まり，20世紀に入ると，8～9割に及んだ」のであり，まさに Clapham の指摘の如く，「非公募会社は有限責任制をえたいと思う中規模の企業にとって正常な組織となった[35]」のであった。

だが，いずれにせよ，かくて鉄鋼業についていえば[36]，1900年時点で高炉600基中，506基が，公募ないし非公募会社の支配下に，また製鋼部門では，1913年時点で72の企業下53が公募会社に，19が非公募会社の下にあるというふうに世紀初頭において，基本的に株式会社形態の支配が確立した。しかも，このような世紀初頭における株式会社化は鉄鋼業と並んで他の産業上の中心

としての綿工業でも同様であったことは，「帝国主義論(下)」が引用しているフォーゲンシュタインやシュルツ・ゲヴァニッツの次のような指摘によっても明白である。すなわち，「ランカシヤの紡績企業は，ほとんど問題にならないくらいの例外をのぞいて株式会社である。これらの株式会社のうち昔からの，または新たな同族的持株保有の下にあるのは，ほんのわずかである」(フォーゲンシュタイン)ったのであり，「オルダムでは全スピンドル数の80%以上が株式会社の手中にあ[37]」(シュルツ・ゲヴァニッツ)ったのである。

要するに，世紀初頭においては，イギリスにあっても，やはり，株式会社形式は，主要産業にあってまさに確立した企業形態であったのであり，それは実に1860年代以降世紀末への株式会社の急速な普及の到達点であったのである。そのいみでくりかえして言えば，宇野氏の如く，イギリスでは株式会社形式の発展が容易に進渉しなかったと断定することが如何に事実に反するかがいまや明白であるといわねばならないのである。

ただ，ここでイギリスに特殊な問題は，やはり世紀初頭にあっても，なお非公募会社の比率が高く，公募会社を含めても証券発行による長期資金調達は，わずか10%にすぎなかったことであり，一方で優先株発行による社会的資金吸収もはかられたとはいえ，株式会社制の主たる機能が，この面にあるとは到底考えられなかったことがあろう。さきにも留意を促した如く，実に，ここにこそイギリス帝国主義をめぐる論議のポイントがあることは疑う余地がないのだが，その点の詳細は，さらに後段で展開することとし，ここではこの問題を一応措き，今少し具体的な企業の動きに即して，株式会社の実際の展開をあとづけておこう。[38]

いうまでもなく，こうした実態の中にこそ，イギリスにおいて株式会社制がいかなる役割を果していたかが，より直接に示されているとも思われるからである。

B　資本の集中運動

イギリスにおいて，産業株式会社制は，上記のような普及をみながらも，少くとも社会的資金の吸収手段としては，必ずしも充分に機能せず，むしろ

はるかに，企業合同，参与，またはさまざまの意味での資本の共同，要するに諸資本の統合集中の手段として事実上機能していたことが，さらに次の諸事例によって，明瞭に確認されうる。

まず，諸事例の要約をここに示そう。

(1) 鉄鋼・機械関係

① Dorman Long & Co と Bell Brothers の共同[39)]

前者 Dorman Long は1876年 Middlsbrough の West Marsh に鍛鉄機械製造工場を，A. Doman 及 A. Long が共同で設立したに始まるが，当初は近隣に存在する1,000のパドル炉のうち，21を保有したのみで，あまり目立たなかったが，1880年以降レール需要が鍛鉄から鋼鉄へ転換した際に，サミュエルソン郷のブリタニア工場が転換に立ち遅れて挫折したのにつけ込み，ここの設備を借りうけ（パドル炉120基），それを除々に酸性平炉に置きかえつつ拡大に成功。1889年に資本35万ポンドの株式会社となり，1890年には10万 t に及ぶ鋼を生産するに至った。

一方，Bell Bros は1844年のクリーブランド鉱床の発見とともに設立され，1854年には早くも1万2,536 t の銑鉄を生産した鉱床をもつ銑鉄メーカーであり，1873年に私会社に転換したが，1895年の改組の段階においても，全資産はなお Bell 一家に帰属していたといわれる。

ところで，もともと無関係であった両者が，共同するに至る道は，1894年前者がブリタニア工場で塩基性炉の実験生産をはじめたことによって開かれた。つまり，この関連で後者の Port Clarence 製鋼＝造船所建設に対する参与を前者が求めるに至り，それを可能とするために，1899年，後者 Bell Bros が支払資本127万ポンド（内50万は社債）の公募株式会社に転換，その資本のうち Port Clarence 建設に関連する30万ポンドの普通株がBell一家とDorman Long によって折半保有されることになり，合わせて当製鋼所の役員も双方から出されることとなったのである。

さらに両者の共同統合の過程は，1902年 Dorman Longが資本を52.5万から100万へ増資した際に第二段階に入った。すなわち，この時Dorman Long

の増資中22.5万が Bell 一家保有の Port Clarence 製鋼所関連株と交換され，Port Clarence 製鋼所が全く Dorman Long に帰属するとともに，Bell は，Dorman Long の他の増資25万のうちの半分（12.5万）を含めて，30万ポンド以上の Dorman Long 株を保有し，その限りでの Dorman Long への参与を果したのであった。

ところで，1902年における上のような経過の後も，両者はそれぞれ相対的に独自な存在を維持しつづけたことが見おとされてはならないだろう。つまり，「Bellは，そのまま独自の存在と独自の会計をもち，ただその鋼部門のみが完全に Dorman Long の支配下に落ちたのだった」[40] のであり，反面，「Dorman Long は今日まで，粗鋼生産以前の段階に立ち入っていない」[41] といわれるように，Dorman Long はもっぱら製鋼＝造船に専念する形で Bell との間の相互に独自な行き方をえらぶこととなったのである。

② Guest, Keen & Nettlefolds 社の設立[42]

1900年，鉄鋼三社，すなわち the Dowlais Iron Co, Guest & Co, the Patent Nut and Bolt Co (Keen)が，株式会社形式利用の上で合併，Guest, Keen 社が設立された。発行された総株と借入資本は合計253万ポンドに上ったが，先の Dorman Long, Bell Bros の場合と同様，大部分は原所有者，関係者の出資に限られ，わずか38万ポンドの優先株社債が大衆投資向に供されたのみだった。なお，当社は，1902年にさらにスクリューメーカーの Nettlefold と合併，表題に示した社名となった。

③ Vickers, Sons, Maxim 社の設立[43]

1867年棒鋼，板鋼，その他重鋼を製造していたのが株式会社Vickers, Sons & Co として再出発（資本金15万ポンド），これが，1897年 the Naval Construction and Armament Co を42.5万ポンドで the Maxim Nordnfelt Guns and Ammunition Co を，135.3万ポンドで吸収，資本金37万ポンドの Vickers Sons & Maxim 社となった。さらに，1902年製鋼造船業者 W. Beardmore Co の発行株半分を Vickers の1ポンド株，38万9500を Beardmore 1ポンド株75万と交換する形で取得，Beardmore との結合の方向へ

進んだ。又その際 Beardmore の総「発行株は，300万ポンドで，普通株はすべて William 氏，J. Beardmore 氏及 Vichers Sons & Maxim 社のみによって保有され」[40] たといわれる如く，そこでは大衆資金の吸収ということよりも，諸資本の結合ということが，核心となっていた。

④ John Brown 社及 Cammell, Laird 社及 Farifield 社と三者の統合[45]

前者，John Brown 社は創業を1854年にさかのぼるが，1864年株式会社化したもので，鉱床をもつ一貫メーカーとしてその後も発展，1899年に Clyde bank 機械造船社を92.3万ポンドで吸収，1902年にはThos Firth & Son 社（製鋼）の普通株8分の7を獲得して吸収した。

他方，Cammell 社は，1864年に株式会社化，1895年 Solway Bay Iron 社を，1903年には，同系の Wilson, Cammel 社を吸収，同年コンベントリーとバーミンガムの二地域に分割して存在していた the Mulliner-Wrigely Coを購入，特に前者については，これをさきの J. Brown 社と折半で保有した。又同年 Laird Bros の機械造船部門を系列化して，Cammel Laird 社となった。しかも，この合同会社自体，その後，1905年に資本金を337万ポンドに増大させ，グラスゴーの Fairfield 造船機械会社の普通株の半分を手に入れて支配，対価として，Fairfield に先のコンベントリー株を譲った。

こうして，最終的には，John Brown, Cammel, Laird, Fairfield 三社によって構成される利益結合体（Community of interests）が形成され，その全体を通して，複雑な資本の統合からみ合いがみられることとなった。しかも，ここに関わる資本額は合計710万ポンドを越え，このグループ自体で先の Vickies Sons & Maxim と優に対抗するスケールをもつに至った。又いうまでもなく，かかる資本の結合こそは，上にみた如く全く株式会社制によって可能とされたものだった。

⑤ Stewarts and Lloyds 社の設立[46]

当社は，1903年の頂点に至るまで三段階の合同を経た。まず，1890年 Andrew Stewart がグラスゴーに鋼管工場を建設。これが1882年私会社となり，1890年 Mossend の Clydesdale 鉄鋼会社と合同した。

次いで，1898年 Rutherglen の継ぎ目なし鋼管メーカー J. Menzies 社を吸収。Stewart & Menzies 社となった。

他方，1898年 Airdire に大型の継ぎ目鋼管製造の新工場をつくり，これを足がかりに，1903年ボイラー管企業の Lloyds and Lloyds と合併，払込資本175万ポンドの Stewarts and Lloyds となるに至った。しかも，この際「わずか，15万ポンドの社債が大衆に供されたのみ[47]」で，社会的遊休資金の吸収はほとんど伴わなかった。

以上，鉄鋼機械関係における世紀交替期前後の資本統合の具体的経過について，主なものをピックアップした。それによって，すでに最初に示した如く，(1)合同，吸収，参与等に先立って，つねに株式会社への組織替えが行なわれ，それが種々の形態での諸資本の統合を推進していくうえでの前提条件となったこと，及び(2)実際の資本統合では少くとも普通株についてはほとんど関係者保有であり，優先株社債が一定程度大衆向に供されたとはいえ，合同に伴って社会的遊休資本が吸収されることは，あったとしてもごく一部にすぎなかったことが，いまや明白となったといえよう。

特に第二点について，上に紹介しなかった事例から若干補っておけば，たとえば，

イ）1902年諸社の合同によって出来た，Baldwin's Limited（薄板）では，Macrosty によって，「普通株のすべてが，旧株主と重役によって保有された[48]」ことが明記されているほか

ロ）1891年に合同の上出来た Furness, Withy, & Co（海運造船）については，「普通株のすべて，つまり70万ポンドが重役とその友人に保有され，1898年まで大衆向発行はなされなかった[49]」。

ハ）また，1898年設立の Pease & Partners Limited（鉄鉱石）では，「資本金は140万ポンドであり，支配株主はそのうち配当すえおきの普通株全部を取得した[50]」のだった。

要するに，このようなことは，当時のイギリス鉄鋼機械部門の合同においてごく普通のことだったのであり，さればこそ Macrosty も一般的な問題と

して,「多くの場合，普通株は大部分もしくは，全面的に元の株主（Vendors）に保有された[51]」と指摘したほどなのである。

したがって，かかる鉄鋼機械における株式会社制の機能の中心は，やはり資金の吸収などでなく，何よりも資本統合の推進という点にあったことは，事実の上でここにますます疑う余地のないものとなったといわねばならないのである。

(2)　繊維関係，その他

鉄鋼機械部門でみた，世紀末から世紀初頭にかけての株式会社形式を槓杆とする集中の進展は，他の部門即ち繊維その他の産業部門でも基本的に同様であった。

ただ，強いて鉄鋼機械と繊維とのこの点で相違点をあげれば，前者においては，大衆資金の吸収がほとんど部分的な意味しかもち得なかったのに対し，後者においては証券の公募条件が比較的に良く，少なからぬ大衆資金の吸収が株式会社化――集中の過程に伴って行なわれていたと思われる点であろう。

このような相違は，たしかに，それなりに一定の重要性をもっていると考えてよいだろう。だが，そこにおいても，以下の諸例でみる通り，やはり株式会社組織への組織転換がねらった最大のねらいは，集中の推進であったといわねばならず，大衆資金の吸収は，むしろ付随的な問題があったことが見おとされるべきではないだろう。

①　Coats 社の展開[52]

当社は，もともと James Coats が Paisley に綿紡の小工場を建設したことに始まるが，設立後三代にわたり，事業はおおむね順調に発展し，1890年に公募株式会社となった。このとき，早速一般に株式が公開されたが，株式と社債の３分の１はコーツー族が保有することとなった。だが，ともかく３分の２の証券が外部に分散したことは，さきの鉄鋼機械と対照して，極めて特徴的であるといってよいだろう。

ところで，株式会社への転換が，ここでも基本的には，大衆資金の吸収よ

りも集中統合の推進であったことは，その後の経過が何よりも雄弁に物語ることとなった。

すなわち，1895年8月Paisleyにある Kerr 社を吸収したのをはじまりとして，1896年にはすでに株式会社形態をとっていた次の三社，すなわち，Paisley の Clarke 社，Bolton の James Chadwick 社，Melthan の Jonas Brook 社をそれぞれ証券購入を通して吸収した。さらに同年，原料獲保を目的として，the Fine Cotton Spinners and Doblers Association の普通株20万ポンドを取得，ここへの一定の参与を果すとともに，資本総額は，実に1200万ポンドに達するスケールをほこるに至った。

② English Sewing Cotton（イギリスカタン糸）社の展開[53]

上記 Coats 社の強力な競争力との対抗上，他の綿紡業者の対抗的カルテルが，1888年に発生したが，それは永続きせず，一旦崩壊したのだが，1897年に，このカルテルに所属していた14企業が株式会社形態によって，資本225万ポンドの新会社に統合，English Sewing Cotton 社となった。

しかもこのとき，総発行株172.8万ポンドのうち55.4万ポンドは旧14社の持主に保有されたが，20万ポンドを敢えて Coats 社に保有させ，同社と接近する方策が採られることとなった。

いうまでもなく，ここでの Coats 社との統合は，相互に自立した上での統合であったが，そうした「相対的に自立した資本の統合」という関係は旧14社相互間にも充分みられた。たとえば，Macrostyの指摘するところによれば，この14社間の「企業合同は，もとの事業がその個別性(individuality)を維持するように組織された。そのために副次的な会社がもとの名を冠して作られ，それらの株のすべてを English Sewing Co が保有した。しかも，もとの会社の少くとも1人の共同出資者（Partner）ないし，重役（Director）がこのような分会社の管理陣にのこり，E.S.C の17人の重役会議は一つを除く，これら企業の代表者を含むこととなった[54]」。

しかも，このような資本統合は，E.S.C によってさらにすすめられ，1898年には，グラスゴーのAmerican Thread Co（アメリカ繊維会社……中南米

市場を中心に活動したため，この名が付けられた）との間に株式の相互保有関係がつくられた。すなわち，このとき，A.T.C 普通株 120 万ポンド（資本総額は 372 万ポンド）中，72万ポンドが E.S.C に（10万ポンドが Coats 社に）保有され，反対に E.S.C 普通株中12.5万ポンドが A.T.C によって保有されることとなった。

ところで，こうした集中統合の進展にもかかわらず，注目すべきことには，E.S.C の業績はむしろ悪化したことだった。とりわけ，そうした業績悪化が上記の資本諸関係と，どのように関連するかが一つの興味あるポイントとなるのだが，その点については後段で論ずる予定であり，ここでは一応問題を指摘するのみにとどめよう。

③　The Fine Cotton Spinners and Doublers Association[55)]

1898年，31企業の統合の結果成立した。発行総資本は，400 万ポンドにのぼり，社債優先株，普通株がそれぞれ同額で，各 3 分の 1 を旧株主が保有した。又当社は設立後も集中をすすめ，1905年段階で資本総額 725 万ポンドに達した。

④　The Bleachers Association[56)]

1900年，漂白業の53企業の統合の結果，社債，累積優先株，普通株各同額で，総資本 675 万ポンドの発行資本をもって設立された。しかも各種資本の 3 分の 1 を旧株主に割り当てることが予定されたが，折から西アフリカ戦争による金融市場の逼迫のため結局全額旧株主に保有されることとなった。

⑤　The Calico Printers Association[57)]

1899年46の染色業者の合同でスタート。社債 300 万ポンド，普通株 500 万ポンドが発行され，旧株主はそれぞれの約 3 分の 1 を保有した。しかし，この会社も，その後経営の不安定をかこつこととなった。

⑥　繊維関係以外でも状況はほぼ同様であまり変化はなかった。ごく一部の例をここに付加しておこう。

Wm Cary & Son（石炭，運搬販売）[58)]

1896年，株式会社化した 8 企業の統合体として出発。旧所有者は社債（80

万ポンド),優先株（85万ポンド）の各3分の1。普通株（85万ポンド）の全部を保有した。1899年さらに Rickelt Smith & Co（石炭販売）と合同の上社名を Rickelt Cockesell & Co と改めた。この際，普通株の全額がやはり，合同両社の元保有者の保有するところとなった。

The Associated Portland Cement Manufacturer's Limited[59]（セメント)。セメント27社の統合によって出来た。発行総資本737万ポンドで旧株主は，市場条件の見込みちがいで，当初の予定である3分の1の線をかなり上まわって社債普通株を保有した。

Ⅲ　小　　括

以上われわれは，イギリス帝国主義形成過程における生産の集積と資本の集中について，ごく基本的意味をもった事実関係についてのみ，これを要約した。また，あらかじめある程度ことわった通り，とくにここに要約したものに関しては，すでに他の研究で明らかにされたものを，さして出るものではなかった。

だが，すでにこれだけの指摘からも，イギリス帝国主義にとって特殊な次のような問題が，早くも提起されていることが認められねばならない。

すなわち，種々の観点からみて，イギリスにおける生産の集積は，一応それなりの進展をみせながらも，明らかに米独と比較すれば，大きく遅れ且劣ったものだった。にもかかわらず，イギリスにおいても産業の株式会社制度の普及は世紀末から世紀初めにかけて，極めて急速であったし，またこのような株式会社制を槓杆としての資本の集中にもまたいちぢるしいものがあった。ところが，米独との対比でみたさらなる特徴として，一つには，かかる資本集中の進展にもかかわらず，ここで集中過程が同時に社会的遊休資金の吸収過程とならなかったこと，また株式会社も決してそのような方向では機能しなかったこと，いま一つは，このような集中の進行にもかかわらず業界を独占的に支配する圧倒的な大企業がなお生れなかったことなどが明白となった。

そこで，問題としてこのようないくつかの特徴点が，如何に論理斉合的に

説明されうるかということが，ここに出て来ざるを得ない。もちろん，まず当然のことながら，ここで最後に示した特徴の故にイギリスにおける株式会社制それ自体の普及を，宇野氏の如く，過少評価し，そのことによってイギリスにおける生産の集積の相対的遅れとの斉合的説明をはたさんとすることの許されないことは，明白であるといってよいだろう。(もとより，宇野氏の問題はイギリスにおける株式会社制普及の過少評価それ自体につきるので，このような論理をも宇野氏が使っておられるということではない。)

また，この点を考えると，むしろイギリスにおける生産の集積が，ある程度進みながらも，それが相対的に弱かったからこそ，資本の集中も一応それなりに進みつつも，この過程が決して社会的遊休資金の吸収過程にならなかったのだとするのが，一応もっともらしい説明と考えられるかもしれないが，これもやはりいま一つの説得力を欠いているといえよう。

なんとなれば，イギリスの資本の集中は，すでにみたように，一応それなりにかなり活発に進展したのであり，特に繊維を含めて各種産業に及んでいることからみれば，やはり，あの程度の生産の集積のみから，かかる資本集中の必然性を説明することには，なおいま少し無理があると思われるからである。

したがって，やはりこの問題の真の背景はたとえば，Carr 及び Taplin の指摘[60]した如く，「部分的には，経済成長と技術進歩の自然な過程に負っているが……（中略）より強い影響を与えたのは，輸入の増大，国際競争の激化を結合した経済的環境の変化であった。……（中略）しかも，米独のより大きな経済力と侵透力こそ，これら諸国のトラスト・シンジケートの形成によったのであり，その流行がイギリスをもとらえたのである」という方向で考えていくのがより適切であると思われるのである。

実際，たとえば鉄鋼については高橋哲雄氏も示しているごとく，1874年から1896年さらに第一次大戦前にかけて，イギリスの輸入は19万tから46万tさらに22万tへと急増したのであり，仮にその内容で，イギリスの鉄鋼業と必ずしも直接に競合しない面があったとはいえ，やはり「世紀の交わりのい

わゆる大合同運動の主な動機が，これらの鉄鋼の大量輸入に対抗したものであったことは周知のとおりである[61]といわねばならなかったのであり，この点はまた他の論者（目崎憲司，森恒夫氏[62]ら）も共通して認めるところとなっていることも注目される必要があろう。

ところで，生産の集積の相対的遅れにもかかわらず，資本の集中が如何に活発に展開されることになったかということは，おおむね上記の諸説に従ってよいとして，われわれにとって一層重要なのは，ともかく事実としてこのような資本集中の展開があったことであり，またそのような資本集中がどのような経済的結果をもたらしたかということであるといっておかねばなるまい。

とくに，筆者としては，すでにその点に関わる理論的主張をくりかえしてきたように[63]，このような資本集中が，いかにイギリスにおける独占の発生と関わったかを問うことこそ，まさにイギリス帝国主義研究の核心にふれる問題とならざるをえないのである。

そこで，以下この点の検討に入っていくために，まず，イギリスにおける世紀交替期の独占の現象的特質についてふれ，その後かかる点の検討をつづけていくことにしよう。

1) 高橋哲雄著「イギリス鉄鋼独占の研究」ミネルヴァ書房，1967年，25頁。
2) D. Burn : Economic Hitory of Steel Making, 1867—1939, A Study in Competition 1961. P221。
3) 高橋，前掲書。30頁。
4) 高橋，前掲書。27頁。
5) D. Burn : ibid., P239。
6) 高橋，前掲書。15頁。
7) D. Burn : ibid., P222。
8) 高橋，前掲書。42頁。
9) 高橋，前掲書。42頁。
10) 高橋，前掲書。22頁。
11) 高橋，前掲書。21頁。
12) 高橋，前掲書。38頁。

13）高橋，前掲書。116頁。
14）高橋，前掲書。39頁。
15）D. Burn : ibid., P225。
16）高橋，前掲書。46頁。
17）宇野弘蔵著「経済政策論」改訂版，弘文堂　1971年　212頁。
18）宇野弘蔵著「経済政策論」改訂版，弘文堂　1971年　215頁。
19）遠藤湘吉編「帝国主義論下」東大出版会　1965年　55頁。
20）同　上　54頁。
21），22），23）同　上　56頁。
24）同　上　55頁。
25）同　上　183頁。
26）同　上　188頁。
27）同　上　189頁。
28）同　上　188頁。
29）同　上　191頁。
30）同　上　192頁。
31）同　上　193頁。
32），33）同　上　200頁。
34）同　上　203頁。
35）同　上　204頁。
36）同　上　282頁。
37）同　上　225頁。
38）同　上　285頁。
39）H. W. Macrosty : The Trust Movement in British Industry, A Study of Business Organisation, 1907, P 26—27, J. C. Carr and W Taplin : History of the British Steel Industry, 1962, P.265。
40），41）H. W. Macrosty : ibid., P.29。
42）ibid., P.37—39。
43）ibid., P.41—43。
44）ibid., P.42。
45）ibid., P.45—46。
46）ibid., P.46—47., J. Carr and W. Taplin : ibid., P264。
47）ibid., P.74。
48）ibid., P.47。
49）ibid., P.50。
50）ibid., P.35。

51) H. W. Macrosty ibid., P.54。
52) ibid., P.125—232。
53) ibid., P.132—133。
54) ibid., P.130。
55) ibid., P.137。
56) ibid., P.141。
57) ibid., P.145。
58), 59) ibid., P.100。
60) J. Carr and W. Taplin : ibid., P263。
61) 高橋，前掲書。57頁。
62) 目崎憲司「鉄鋼及石炭業における企業組織」1932年，105頁。遠藤編，前掲書，275—6頁。
63) 拙稿「帝国主義研究における若干の問題点」北大経済学研究，20—4　1970年他。

第2章　イギリス帝国主義の展開
—— 独占的運動と資本の腐朽化 ——

I　イギリスにおけるカルテルの展開

(1) 所謂，独占なり独占資本形態をあらわすものとして，カルテルがとりあげられ，その実態において，独占の具体的すがたをえがき出そうとする方法が，帝国主義論において，かなり一般的であることは周知の通りである。

もちろん，筆者もこのような研究方法そのものに，まったく，反対であるわけではない。だが，すでに筆者の立場において[1]，別稿で論じたのだが，ややもすれば，このような研究方法のなかで，きわめて安易に独占＝カルテルといった等置が行なわれ，もっぱらカルテルの安定性，広がり等によって独占の存在を追究するといういきかたがとられているが，これには多大の問題があるばかりでなく，とりわけ，われわれが今論じようとしているイギリス独占資本の究明にとっては，極めて弊害が多いと考えられるのである。この点の意味については，後段でさらに確かめることにしたい。

ただここでは以下イギリスのカルテルの展開を，まさにイギリスにおける独占の展開の究明の手段としてとりあげるが，それは決して，独占＝カルテ

ルという見地からではないこと，さらにいえば，われわれにとって，独占なり独占資本とは何よりも資本の運動の一つの特殊なありかた，より具体的にいえば，支配と強制のために，競争を排除しつつ，資本の安定を求めようとする資本の一つの特殊な運動原理なのであり，そのような独占の運動原理にとって，まさにカルテル化が，一つの基本的手段になること，そのかぎりで，カルテル化の実態にこそ，独占資本の運動の具体的あらわれが見られること，またその意味で，イギリスのカルテル化の展開の実態が，まさにイギリス独占資本の究明に関って，ここではとりあげられることを，ここに明確にしておきたいのである。

(2) ところで，イギリスの独占資本段階におけるカルテルの展開については，少くとも，それがドイツなどに比べては，極めて弱かったこと，及び多かれ少かれそれが部分的地方的なものにとどまる傾向が強かったこと，さらにはカルテルの展開が，ドイツなどよりかなり遅れていること等が，普通しばしば指摘されてきていることは周知の通りである。

確かに，このような主張がなされてきたのも，大いに根拠のあることであり，それ自体否定できないところである。だが，仮にこのようなことが一面で言えるとしても，なお，イギリス自体にとっては，世紀末以降においてこの点でも，それなりに一つの決定的変化があらわれたことが認められねばならない。すなわち，いま仮に，W. H. B. Court の表現を借りれば，イギリスにおいても，「19世紀最後の四半期において，産業体制の支配的理念としての自由競争に対する信仰は，阻害され，または弱められ」たのであり，事実としても，「1880年～1914年の間にカルテル（Trade Association）は目だたない形とはいえ，イギリス産業界の一つの特長的な部分となったのである。」[2)]

さらにまた，イギリスにおけるカルテルの地方性が強調されているが，これについてもやはり若干の斟酌が必要であるといえよう。

なぜならば，たとえば鉄鋼業に例をとっても，1875年に早くも，全英鉄工業協会（the British Iron Trade Association……BITA）が設立され，以下にみるように，限界をもちながらも，「経済外的」な手段によって，資本の安

定をはかろうとする上で，一つの役割を果し，なお，カルテルと確言できないまでも，国民経済的レベルでのカルテル的組織への一定の接近を示していたからである。

ところで，Carr Taplin によれば，BITA は，世紀初頭（1906年）において，「新自由党内閣が，鉄工業者の利害に反する諸立法に乗り出したとき，とりわけ活動的であった[3]」のだが，その活動の内容は，おおむね政治的圧力を共同して行使するといった範囲をあまり出なかったようである。だが，そうした政治的圧力ということであっても，たとえば，1906年3月 BITA の代表がカナダ政府に赴き，高関税によるカナダ業者の保護の廃止，イギリス業者の優先権の拡大について交渉し，それを結果的にかちとったことなどは，明らかに一つの「経済外的」手段の積極的な行使による資本の絶対的安定を求めた典型的に資本の独占的運動原理をあらわすものであったといってよいだろう。

もちろん，ここでは，「価格問題等も，時折一般的なかたちで論ぜられたが，協会は，決して価格規制の試みについては関心を示さなかった。――この行動はさまざまの部分的カルテル（association）にゆだねられた[4]」といわれるように，この協会をカルテルと認めるには，なお一定の無理があること，しかも，この協会の設立展開のすべてにおいて，リーダーである，J. S. Jean の個人的力量が極めて大きな意味を持ち，彼の退陣とともに，折からの関税問題をめぐっての業界の対立[5]も手つだって急速に協会自体が瓦解していったといわれるなど，協会自体の組織力も一定の脆弱性を免れなかったことが留意される必要がある。

この点，1906選挙における関税改革論者の敗北を直接の契機として，北イングランドを中心に生れたとされている鉄鋼製造及販売業者連盟（Iron, Steel and Allied Trades Federation, ISAF）はたんに BITA よりも「一層政治的意図をもった産業家たちによる一つの運動[6]」であったばかりでなく，「変化と曲折に富んだ鉄業界の歴史全体のなかで製造業者，商人，海運業者や他の業者を結合することによってかくも一般的な価格規制の行なわれた例はな

い[7]」という評価も生み出すほど，一応カルテルとしての力をも，もつに至っていたようである。さればこそ，BITA もこの連盟が「多くの地方カルテルを結合し，業界の利益に反して，すすめられている問題のある諸計画に対するもっとも影響力があり，且効果的な抵抗力を業界にもたらすことを期待して，これを歓迎した[8]」ばかりでなく，自らの組織的自立性を一応形式的に維持しながらも，実質的にはこれと結合する方向を選び，それによってますますISAF の力を強めることとなったのである。

なお，鉄鋼業関係のかかる国民的規模でのカルテル形式は，遅れて1920代に入ると部門別にかなりひんぱんにみられた。

たとえば，Fitzgerald[9] によれば，こうしたもののうち，重要なものとして，製鋼業者協会（Steel Makers Association，1923年，1925年北東業者の脱会で崩壊，26年再建），ブリキ同盟（Tin Plates Conference 1922年），亜鉛鉄板生産者協会（Galvanized Sheet Makers Association 1922年）レール製造業者協会（Rail Makers Association 1904年，1926復活），鋳鉄管協会（Cast Iron Pipe Association（1908年結成，1920年最低価格設定価格規制に入る）等がみられる。

そして，このようなものこそ，イギリスにおいても，やや遅れて，全国的な組織的独占体の形成がみられたことの証左とされるものであった。

だが，このようなこと自体は否定しがたいこととはいえ，すでにそれらに先立って，上にみたように，全国的スケールでのカルテル化の動きが，世紀末段階で早くもあらわれ，たとえ短命であったとはいえ，一時的には，カルテル的な実態をすでに備えようとしていたことは，充分の留意が必要であるとしておかねばならない。

(3) 世紀末段階にあっても，上のような，全国的カルテル化の動きが，イギリスにもあったことは，それなりに重視されねばならないとはいえ，なお当時のイギリスのかかる動きにおいて重要で且一層実質に富んだ意味をもっていたのは，地方的に形成されてきた諸々のカルテルであり，さらには，それらの地方カルテル相互における一層高次の協定への動きであった。

そこで，いまこれらの地方カルテルと，それら相互間の一段高い協定への動きを，まず鉄鋼業について，その各部門に関して順次みておくことにしよ

う。

<銑鉄部門>クリーグランドとスコットランドにそれぞれ地方カルテルがつくられ，1860年代，1870年代においてそれぞれ地方的に価格と生産を規制しつつあったが，1880年代にこの二つが，結合して行動するに至った。だが過剰能力の存在のため，効果と持続性において，この共同カルテルの成功が少からず妨げられた。[10)]

<錬鉄部門>ミッドランドにつくられた印付棒鉄（marked bar）のカルテルは，厳格に標準化された規格に基礎をおいた長い価格規制の歴史をもっていた。しかし，1900年前に参加企業の数が減って，カルテルの力が弱まった上，無印棒鉄（unmarked bar）の方はフリーであったため，印付の価格規制が逆に安全弁になって，却って無印の方の競争は一層激化，不況の時に価格のいちぢるしい低下に見舞われることになった。そこで，資本の一層の安定のために，無印の方についても価格規制がはかられることになり，ミッドランド無印棒協会が1895年に設立された。ここで無印棒についても，四半期別に最低価格を定めることになったのだが，違反に対する有効な罰則の欠如とその地方的限界のために，このカルテルは必ずしも充分な力を発揮することができなかったとされている。[11)]

<鋼板部門>1897年11月東北海岸地方の鉄鋼業者は，4分の1インチ以上の鋼板の価格を規制するカルテルを結成した。ほとんど同時期にスコットランドでも熱延鋼板カルテルが結成され，1902年に後者から前者へ，共同による国民的規模での鋼板カルテル形成の誘いかけまで行なわれるに至った。

だが，東北海岸カルテルは，独自にそのような国民的規模でのカルテルを志向した経験があったにもかかわらず，スコットランドからの誘いかけについてはこれを，一旦拒否したのだった。

しかし，1903年の突然の造船不況のおとづれにつづき，鋼板をはじめ種々の鋼材の値くづれが起り，1904年にはこれに対応する新しいカルテル化の動きが起らざるをえなくなった。そして，結局，このなかで，東北海岸カルテルもその誘いに応ずることを決め，同年11月，熱延鋼板を除いた鋼板につい

て，東北海岸及スコットランドの両カルテル間の協定が成立，それによってとりわけヨークシャー，リンコルンシャーをイングランド企業に，スコットランドをスコットランド企業にわりあて，双方の領域を互いに侵犯せず，且各領域での価格を固定するという，一種の市場分割が行なわれた。

1906年8月には，この両カルテルにミッドランド角棒鋼協会が加って，三者間の共同行動が討議された。さらには，ベルファストにおける鋼板ダンピングに対抗する東北海岸及スコットランドのベルファスト地域に対する共同行動が決められたり，輸出に対する両者の共同行為が論議されたりした。この後者については，東北海岸の一企業の脱落などで，共販機関の設立には失敗したが，イギリス帝国内を，60対40に分割することが決められた（1908年この比率はその後1910—11年には，56対44にあらためられた。なおまたこの協定は，1916年まで持続したことが確認されている)。

ところで，このような東北海岸（1908年には海岸以外のカルテルも吸収）とスコットランドの二つのカルテルの共同行動は，1911年両者がリベート制による商人との排他的取引について協定したときに，新たな頂点にたっした。

すなわち，この協定によって，両カルテル成員とのみ取引すると約した商人は，16分の3インチ以下の鋼板について，トン当5シリングのリベートを与えられることになった。

当然のことながら，このようなリベート制は，商人をはじめとして，独立製造業者，外国製造業者のはなはだしい不評を買い，Glasgow Herald 誌へのある投書は，「カルテル（Association）の成員に，このように完全な独占を保障しようという努力がなされたのは，この国の鉄鋼業の歴史においてかってなかった[12]」として，これを強く非難した。

だが，このような非難や反発にもかかわらず，「計画は実行され，一定の成功をおさめた感がある[13]」といわれた。

ただ，かかる独占的安定への強い志向をはらんだ，カルテル化運動も，ようやくこのあたりで峠を越し，その後しばらくは，カルテルの弱化の動きが

若干みられたのも事実であったようである。

たとえば，1913年にはいくつかの企業のカルテル脱会があり，一地方(Clyde)については，リベート制の廃止が余儀なくされるに至った。またリベート制の合法性に対する疑義が起り，その結果，リベート制から排他的割引制への転換が余儀なくされることとなった。しかも，その後，この制度から脱ける業者が増え，市場分割は一応守られながらも，カルテルにとっては困難な時期がしばらくつづき，一部で価格規制もくずれていったとされているのである。

＜加工部門＞①亜鉛鉄板カルテル，1883年に亜鉛鉄板協会が設立され，ミッドランドにおける価格固定と，業界支配をめざしたが，90年代における重要企業の移転，南ウェールズにおける新参入の増大によって崩壊。1905年に新しく国家亜鉛板協会が設立され，価格の引上げ（トン当り7.56ｄ）が早速志向された。その後，この価格つり上げは，1907年まで，成功裡に実施されたが，1908年に需要減のなかで，価格低下が余儀なくされ，1909年協会は，突如価格規制の放棄を宣言，1910年には，形式的にも協会を解散するに至った。ただし1913年再び再建)。

なお，この亜鉛鉄板カルテルでは，価格規制のために，生産販売割当制がとられ，割当超過には科料，不足には補償の支払われるシステムがとられた。これは,「高能率生産者の生産意欲をいたづらに阻害し，低能率のものを増長させるといった害をもっていた」[14]が，カルテルの中心人物の一人，Henry Summer は敢えて「非効率企業を扶助することも，これをダメにするより有益である」[15]と，トラスト委員会で証言し，このシステムを擁護したのだった。

② 管カルテル。世紀交替期に二つの地方カルテル（イングランドボイラー管協会1898，スコットランドボイラー管協会1900）がつくられ，1901年にこの両者間の共同行動がはかられたが，双方のダンピングによって同盟は不成功に終った。翌1902年イギリス管協会がつくられ，これによる価格維持が，わずか一年ではあったが，ともかく行なわれた。

1905年，グラスゴーのボイラー管業者をのぞいて，イギリスの管製造業者を結合するイギリス管製造業者協会が設立され，このもとに内外とも統一価格で販売することが協定された。しかも，かねてドイツのカルテルからの誘いかけを基に，1907年，国際カルテルへの急速な動きが生れ，これによって輸出価格5％国内価格2.5％の引上げが行なわれた。1908年の不況で，この国際カルテルはくづれ，合わせて国内も流動化したが，1911年英国内カルテルを再結集，1913年にはリベート制をも導入した。

以上，その都度生れるカルテルは，あるいは短命であったり，あるいは当初の目的を充分にはたさないものもあったが，ともかく，地方カルテルを出発点に，国際カルテルまで向う，一つの明白な動きが，この部門にみられたことは疑えないといえよう。

(4)　以上，鉄鋼業についてみた如く，仮に全国的な支配力の強固なカルテルに成功したことは比較的まれであったとしても，そうした方向への執拗な努力は，やはりイギリスにおいても世紀末以来かなり活発化していた。

しかも，このことは，先にみたような世紀末以来の資本集中の進展と，あるいは相伴い，あるいはその後を追って行なわれた資本の動きなのであった。

ところで，このような資本集中以降のカルテル化の動きは，もちろん上記のような鉄鋼業についてのみ特殊現象ではなかったことはいうまでもない。すなわち，繊維部門においても，また，その他の部門においても，このような動きは，多かれ少かれ指摘しうるのであった。

たとえば，綿絲部門においては，19世紀末段階で，J. P. Coats 及びイギリス・カタン絲会社の二社間で相互不干渉，市場尊重の了解があり，海外市場では，一応競争的であるとはいえ，国内，とりわけ家庭用綿絲については，きわめて，非競争的であった。[16)]

全国に450の企業が乱立していた普通綿紡部門でさえも，競争制限の申し合わせが何回となく，繰り返えされた。1923年には，最低価格も設定され，すぐ崩壊したが，1925年，協定は再発足，この協定が一応18カ月の持続をみ

たのだった。[17)]

カリコ染色部門では，1899年の46社統合による，The Caliaco-printing Combineを基礎に，1912年，全業界規模の連盟が企図された。これに対し，通産委員会（the Comittee on Industy and Trade）による提訴の動きなどがあったが，いずれにせよ，ここでも「明らかに価格規制の実行に助けられて，業績の改善がすすんだ」[18)]のだった。

このような動きは，さらに繊維以外の部門でも同様であった。

石炭産業では，1893年（Elliot Plan,），1896年（ロング郷のプラン）と全業界を統合するプランがつづき，これらはいずれも不成功に終ったが，こうした動きを足場に，今世紀に入って，遅ればせながらも価格規制の全国的カルテルが成功したのだった（1922～1924年）。

石けん産業では，1867年に早くも家庭用石けん業者が，ルーズなカルテルを結び，1911年には巨大トラスト Lever Brothers（1906年設立）のリードのもとに，トイレット石けんについてもカルテルが出来，1914年には上記二つのカルテルの合併も生れた。このカルテルには，Lever Brothers からの代表を中心とする7人委員会が設けられ，主に価格制限が行なわれたが，かなりの力をもち，アウトサイダーも，この価格に事実上従わせられるほどだったようである。

むろん，このような例は，さらに他でもあげることができる。だが同様の事実を種々羅列することを，これ以上続けることは，もはや必要もないと思われるので，事例摘出は，この程度に止めておこう。

いずれにせよ，イギリスにおいても，世紀交替期以降，各産業部門におけるカルテルの進行がみられ，その限りで，資本の独占支配をめざす運動原理が貫徹していたこと，しかもそれらが多かれ少かれ資本集中の一定の進展と結びついていたことは，いまや明白であるともいえよう。

もちろん，イギリスにおいては，かかるカルテルによる全国市場の独占的支配の完成という点で，ドイツに遅れをとるという問題はのころう。しかし，そうした点における特殊性が，結局どの程度の意味を持ちうるかは，あらた

めて慎重に問われる必要があるといえよう。

われわれも，進んでこの点の検討に進みたいところである。だが，その前に，さらにイギリス帝国主義の内部構造を全体的におさえるために，イギリス独占資本の運動にかかわるいま一つの重要な事実関係について，これを追跡し，注意を喚起しておかねばならない。

Ⅱ　イギリスにおける資本の停滞と腐朽化。

所謂，イギリス帝国主義の展開を考える場合，多くの議論は，海外投資によるその寄生化を一つの核心的ポイントとして，指摘してきている。

むろん，この主張自体は，イギリス帝国主義の一側面をつくるものとして全く正しい。だが，おそらくこのような海外投資の増大と，イギリス帝国主義の寄生化という結果を内部から支えており，そのかぎりで一層内的に本質的な意味をもっていると考えられるのは，おそらく，イギリス帝国主義の発展の停滞，とりわけ米独との対比におけるいちぢるしい相対的停滞ということであろう。

いうまでもなく，この点の指摘も，従来少からず繰り返えされてきているので，これもまたそれ自体として必ずしも，新しい問題ではないといえる。だが，われわれの論議においては，やはり欠かせぬ問題の中心の一つともなるので，以下，かかるイギリス帝国主義の停滞に関わる事実関係を簡単に再確認し，合わせてその背後にあるものを若干追究しておこう。

(1)　イギリス帝国主義の停滞は，まず何よりも，それを担うべき中心的な資本の運動の停滞に基礎をおくと考えられねばならない。

実際，そうした資本の運動の停滞は，事実として存在し，一切の停滞の出発点となったといえよう。

とりわけ，ここで極めて，興味が持たれるべきことは，イギリスでは世紀末における生産力発展を多かれ少かれ最初の契機とする資本の集中の進展が，新しい生産力の発展の強力な担い手を形成することよりも，却って反対に，以前よりもむしろ停滞的な資本をもたらす役割をはたしていたことだった。しかも，その際，そのような結果が資本の集中統合において，被合同諸

企業の自立性独立性を，合同後も最大限に尊重するということによって，経営の不統一と無秩序がもたらされるということを経て，必然化しているといったCaseが，よく指摘されてきている。その意味で，まさに産業individualismの伝統の強固であったイギリスにおける資本集中であればこそ，ここから結局資本の停滞が生れてきたのだという判断が一つ出て来ざるをえないのである。

たとえば，われわれはさきにEnglish Sewing Cotton Coの例をあげ，ここで合同後の重役会が，被合同企業からの代表者17名によって構成されていたこと，しかもこのことこそ，被合同企業の合同後における個別性の尊重によってもたらされたものであることを書いておいた。ところで，より問題なのは――先にはそこまでふれなかったのだが――このような経営によって経営の乱脈無秩序がもたらされ，それによって，E.S.C自体の業績が急速に悪化していったことだった。

すなわち，このE.S.Cの場合[20]，副社長Lawtonの証言によれば，各ブランチの管理が，旧所有者に属し，全体のことまで兼ねてやることのできないこれらのものが重役会を構成した結果，重役会はたんに大きいだけで却って効果的に機能できないものとなった。しかも，重役会とは別に作られた5人の執行委員会も，立場の相違による不和がつづき，経営は後の再編プロモーター，Diamond氏の言によれば，「すべて，でたらめでその日ぐらしのやりかた」に満ちていたのだった。

当然のことながら，このような状況のなかで，経営業績の悪化はさけられなかった。年利潤は，1898年～1899年期の17.2万ポンドから，1899～1900年期9.7万ポンド，1900～1901年期43万ポンド，1901～1902年期2.7万ポンドと下落。株価も，46s 5d.(1899) から9s 6d (1902) へと暴落していった。かくて企業の再編が不可避となり，その過程でCoats社への従属が決定的となっていた。

実に，ここでは文字通り，相対的に自立したままの資本統合によって生れた矛盾が，資本の不安定停滞という形をとってあらわれる典型例が見出され

うるということができよう。

46の染色業者を統合して出来た，さきの，the Calico Printer's Association も，このような事態をあらわす，今一つの例となろう。

まず，何よりも，「Calico Printer's Association は，その形成のとき，資本金で測る限り，英国最大であったのだが，それは鈍重なリバイアサンにすぎなかった[21]」といわれた。しかも，そのような状況は，社長自身によって指摘された通り，「前に相互にきびしく競争し[22]，あるいは全く違ったやりかたで仕事していた諸会社が合同することによって，作られた状況はあまりにも異常で，疑いもなく調整を要する問題を取扱おうとするにあたって，企業にわるい影響を与え，まさに危機のさなかに顧客の同情を遠ざけ，且競争者に，こちらの犠牲の上で，たくさんの仕事を確保する機会を与えるような，まちがいが，しばしばなされることになったという経過のなかで，余儀なくされたのであった。

イギリスの繊維合同における企業の停滞については，もちろん，よく指摘されてきている通り，資本の水ましもまた悪い影響を与えていたようである。だが，その水ましさえも，被合同企業を尊重して合同に誘いこむ手段として行なわれたことも指摘されている[23]。また，この点は措くとしても，明らかに，たんに資本の水ましという点にのみ解消できない資本結合，それ自体による異種資本間の矛盾が，経営停滞の要因となっていたのであり，従来のわが国のイギリス帝国主義研究の議論が，たとえば上に引用した Macrosty などを資料として使用しながら，そこにおいても，よく指摘されていた問題のこのような側面を敢えてふせてきている点は，大いに問題があるとしなければならぬだろう[*]。

* このような側面を指摘しているのは，むろんひとり Macrosty のみにとどまらない。たとえばL. D. Burn は，合同が形成される場合，参加企業の自主性のそこなわれるのを出来るだけ少くするやりかたがとられた。このことは過大資本化同様，直接的に重大な弱点があり，しかも一層根絶の容易でない弱点となった。(L. D. Burn ; ibid., P, 249) といって，別な表現でこの面の問題に注意を換起している。

(2)　諸資本が，それぞれある程度の相対的自主性を維持したまま結合することによって生ずる矛盾が，たまたま資本が巨大化しすぎたことあいまって，とくにイギリスにおいて，資本停滞の要因となっている関係は，上記の繊維企業の場合の例では，かなり鮮明に示されているといってよい。だが，当然，このことだけからは，繊維以外，とりわけ帝国主義段階において重要な鉄鋼業等においてこの関係がどうなっていたかは全く不明であることもいうまでもない。

とくに，イギリスにおいては，繊維産業こそ，その自由競争時代の発展の中心であったのであり，したがって，まさにそこにこそ，individualism の開花があったのであり，ゆえにそうした歴史の存在が，却って結合資本に活力を失わせるという上で見た関係は，ここでもっとも典型的にあらわれたとも考えられよう。いいかえれば，繊維以外の部門では，かかる関係の展開が，必ずしも，それほど明確に抽出しえないのではないかという想定も，一応なされうるといえるかもしれない。

実際，残念ながら，筆者は，いまこのような想定に充分反駁出来る直接の資料――つまり，上で繊維関係企業でみたような実例資料――を鉄鋼機械等の企業については，充分に持ち合わせてもいない。

だが，このような想定が一応なされ得，しかもそれに対しての直接資料に基づく，反論をなしえないにもかかわらず，筆者はなお，以下に示す三つの点から，やはり鉄鋼業等にあっても同様の関係の展開があったのではないかと主張せざるをえないのである。

第一に，すでに繰り返し指摘されてきている如く(この点は高橋哲雄氏，中川敬一郎氏，山本尚一氏等などの論者もほぼすべて共通しているのだが)，鉄鋼業においても，イギリスにあらわれた最大の特徴は，小企業乱立ということであり，やはり，ここでも individualism の最大限の展開が，歴史的伝統であったことは否定しがたいこと，したがって，その意味で資本の結合は，やはりここでも，強い相対的個別性間の対抗を容易に伴いやすかったであろうことである。

第二に，にもかかわらず，鉄鋼，そして機械においても，世紀末段階からの株式会社形式を利用した資本結合はきわめてひんぱんであったのであり，しかもその際，旧所有者が，大部分の新株を保有し，明らかに大株主として合同企業への一定の参加をつづけていたことが，われわれが第一章第二節で跡づけた実証的実例によっても，まったく明らかであり，こうして相対的自立性をのこした資本間の対抗関係が容易に想像されることである。

そして第三に，こうして結合資本によって担われることになった鉄鋼業においてこそ，全体としての発展の伸びなやみ，停滞は，繊維関係以上に，深刻で明白であったのであり，したがって，その基礎における資本の運動の停滞が，ここでより大きかったことを容易に推察できることである。

すなわち，いま綿工業と鉄鋼業の間の大不況以降，第一次大戦までの生産動態の相互比較をいくつかの面でみれば，次の通り，明らかに鉄鋼業の一層の立ち遅れが明白なのである。

まず，綿業関係。その絶頂といわれた南北戦争前から第一次大戦直前にかけて綿花消費高は10億8400万ポンドから21億7800万ポンドへ，紡錘数は3040万錘から5848万錘へ，機械40万台から78万6000台へとそれぞれ約2倍の増大をとげた。そして，「イギリス綿製品の世界市場独占は後退しはじめていたが，なお第一次大戦直前においても世界綿業生産力の約40％を擁し，世界綿製品貿易のうち，綿業50％，綿布63％をしめ全世界の綿製品市場を制覇しつづけたのであった。

これに対して，「第一次大戦前におけるイギリス鉄鋼業は，まったく異なり，深刻な停滞と動揺の状況におかれていた[25)]」。

すなわち，「1870年にイギリス鉄鋼業は銑鉄で世界生産の50％，鋼で43％を占め，鉄鋼輸出市場の約4分の3を占め，イギリス『工業独占』の一翼を担う産業としての地位を確立していた[26)]」。ところが，「1913年にはイギリスの世界生産中に占める比率は銑鉄13％，鋼10％へと急激に低下した。さらに輸出高は世界市場の約75％を占めていたのが，1913年には約30％へと下落した[27)]」のだった。

むろん，こうして鉄鋼業の相対的停滞が，さらに大きかったことについては，その少くとも直接の理由を酸性平炉法への固執といったような技術的理由に求めることも一応はできよう。

ここで詳論は避けるが，実は上に引用した山本尚一氏の場合も，そのようなおさえかたが非常につよかった。

だが，当然採用された生産技術の問題のさらに基礎には，敢えてそのような技術を採り上げた資本の性格があることはいうまでもない。いいかえれば，鉄鋼資本自体の性格が，特定の技術の採用を結果し，それがイギリス鉄鋼業の国際的立ち遅れを伴ったと説明してこそ，はじめて経済学の説明たりうるのであり，たんに技術とか外国市場条件といった表面的要因によっては，この点の説明は全く不充分とならざるをえないとしないわけにはいかないだろう。

つまり，ここにおいても，やはり資本の結合がもたらした矛盾性が，資本の活力をそぎ，それが米独鉄鋼業のような急速な発展と対比したイギリス鉄鋼業の大きな立ち遅れのもっとも基礎的な条件となったという経済学的思考がまず中心にすえられるべきと考えられるのである。

Ⅲ　イギリス帝国主義の本質

以上，第一章，第二章にわたって，われわれは，世紀末以降のイギリス帝国主義の形成と展開に関して，基本的事実関係を追跡してきた。いま，これまでの展開を再度要約すれば次の通りとなろう。

(1)　普通，帝国主義形成の第一の前提条件とみられる重工業を中心とした生産集積の進展は，イギリスでは，種々の側面から判断して，明らかに相対的に遅れをとっていた。

(2)　生産の集積の相対的遅れにもかかわらず，19世紀以降の株式会社制の産業への普及については，米独にまさるとも劣らぬ様相を呈していた。ただ，ここでは，株式会社制の普及が，ドイツにおける如く，社会的遊休資金の資本家社会的動員という役割を充分にはたさず，むしろ純粋に，資本集中の槓杆としての役割をはたした。

実際，株式会社形式による資本の集中統合の進展は，鉄鋼業以外の重工業にとどまらず，繊維産業も含めて，世紀末以降より，集中的に起り，世紀初頭にいたって，株式会社形態は，イギリスの企業形態の基本形態となった。

(3)　株式会社形式による資本集中の展開と相伴って，あるいは，その後を追って，重工業以下各産業にわたっての，カルテル形成の動きが活発化した。（さらに一層の集中合同もこれに伴った）

もちろん，ここで，いわばイギリス的特徴をなすものとして，このようなカルテル化が，少くとも，世紀初頭までの段階では全国的規模でなされることがなお少く，この限りで，所謂，組織的独占体の形成においては，ドイツに比べて明らかに劣っていたし，また資本集中によるトラスト形成も，アメリカにみられたような圧倒的独占支配力を誇る巨大企業の形成ということにはならなかった。

だが，仮に一定の地域性という限界が伴ったとはいえ，イギリスにおいても執拗なカルテル形成が求められたのであり，また，しばしば地方カルテルの統合，全国化もはかられたのであった。

(4)　以上のような経過にもかかわらず，イギリスでは，資本主義のかかる方向への変化は，同時にイギリス資本主義の停滞をもたらした。その際，とくに資本統合が直接に資本の停滞をもたらしたこと及び，おそらくそうした個々の資本の活力の減退が，イギリスの全体的発展をこの時点で大きく阻害する基盤となったことが，注目されるばかりでなく，かかる発展の停滞によって生れた過剰資本なり過剰資金が，対外投資に流れていったことが容易に推察されうるのだった。

ところで，以上の要約のなかで，帝国主義の形成展開という点で，どちらかというと中心的な意味をもつものはおそらく(2)と(3)であり，(1)は(2)と(3)に対する契機としての役割をはたすべきものであり，(4)は，イギリスに特徴的な一つの結果をあらわすものと一応いうことができるのではなかろうか。

そして，問題をこのような角度でみてくると，発生の契機に，若干の補促的説明を要する問題がある（実は，この点を第一章小括ですでに論じた）もの

の，核心となるべき，(2)(3)に関わっていえば，筆者がかって示した帝国主義論の理論的基点[28]に立つかぎり，いわば帝国主義の一般原理のようなものが，イギリスにおいても，また極めて明快なかたちで貫徹しており，その点の理解について，遠藤氏のいうような「とらえ難さ」はいささかもないといってよいのではないかと思われる。

すなわち，筆者が，先に示した議論によれば，帝国主義とは，何よりも一定の生産の集積の具体的進展のなかで，資本が単純な外延的蓄積の拡大では対応できなくなり，集中統合を繰り返すことを余儀なくされること，しかもそこで，まさに株式会社制が役割をはたし，これによって，集中統合が容易とされることによって，最初の出発点を与えられるものであった。しかも，より本質的なことは，このように出てきた資本の統合が，株式会社形式をとればこそ，合同に加わる諸資本の相対的自立性を維持したままなされうること，そして，それによってかかる資本間の対立が統一的な企業の中に内在化されることであった。つまり，このような対立の内化がもたらす，企業内の無政府的不安定性が，企業という形態をとる資本運動が，もっぱら独占的安定を求める方向に向う根源となるのであり，ここにはじめて，独占の必然性が説明されうるのであった。

先の要約の(2)(3)でみられる通り，このような関係は，世紀末以降のイギリスにおいても，明白に貫徹していたといってよい。

つまり，そこにも明らかに，相対的自立性を維持した諸資本の統合として資本集中が，株式会社形式によって展開されていた。そればかりか，イギリスでは，株式会社形式の別な機能ともいうべき社会的資金の集中ということが充分でなかっただけに，却って，この点は，まさに――レーニンとは違った意味で――「結晶体のような純粋さ」であらわれていた。

たしかに，ここで，イギリスの特殊性をあらわすものとして，(第一章末尾にも示した通り）イギリスでは，必ずしも生産の集積のみが，もっぱら直接に資本の集中をもたらしたわけでないことは，再度留意されるべきであろう。

だが，帝国主義の形成展開にとって，もっとも根本的本質的意味をもつべき，株式会社的資本集中はともかく一般化し，このことによって一方で他より以上の資本の不安定性が生れるとともに，明らかにこれにともなって，カルテル化への運動，つまり独占を志向する運動が資本にとって一般的な方向となった。

さればこそ，この間の関連を，ややニュワンスの違う方向ではあるが，Macrosty も，そのイギリスにおけるトラスト運動の研究において，次のように書いたのだった。

すなわち,「現在，われわれは，統合型の巨大な効力あるコンビネーションの発展を，価格の固定化や生産の規制や，なわばり協定などのための association（カルテル）の世界的流行という事態と互いに関連させる必要があろう。」つまり,「企業単位あたりの力が増大するにつれ，壊滅的競争のために斯業が安定させられる可能性は減少する。よって永続する和平を確保するためのコンビネーションを作る必要がより明白となる」[29]。

みられる通り，ここでは独占支配をめざす，資本の行動が，カルテル化とコンビネーションの双方の方向で考えられており，(これは全く正しい)しかも，それが資本統合の必然的結果として指摘されている[*]。

* ただ，問題は，ここでの Macrosty によれば，資本統合のもたらす内的矛盾の結果として，独占志向が説明されず，もっぱら資本の巨大化と，それによる競争のマンモス化のようなものと結びつけられる点にあろう。したがって，ここでは，資本統合から独占的運動原理の発生に至る関連は示されているが，その間にある論理まで厳密には立証されていないというべきかもしれない。だが考えてみれば，資本統合から独占に至る弁証法的論理の如きものを直接示す事実までをとり出すことは，理論の正否にかかわらず，普通やはりほとんど不可能であるといわねばならない。そして，もし，ここまで立証にこだわる実証主義的立場にたてば，却って，理論なり論理なりは，不可能になるともいわねばならず，そのような実証主義によって問題の科学的追究が却ってそこなわれることをおそれないわけにいかない。
つまり，われわれにとっては，株式会社形式による資本統合の普及でイギリスにもみられ，これを出発点にして，カルテル化，トラスト化による独占的安定の追

究が繰り返えされていたこと，さらにたとえば，繊維関係の企業についてみたように，かかる資本統合が，明らかに資本の不安定をもたらしていたことを，事実として知れば充分なのであり，かかる相関関係が，なお，相関関係にすぎず因果関係を示すものでないとはいえ，一方で得られた理論的推論による因果の解明に対して，明らかにその推論を，否定しえないものとして傍証していること。しかも，理論と実証との密着は，結局このような形をとらざるをえないものであり，後は，得られた理論が事実の解明において全体としては，どのような役割をはたすかによって理論の価値が定るのであり，われわれの理論もすでにそのような役割をはたしつつあることをここに確認すれば充分であろう。

もっとも，ここで，イギリスにおいても，株式会社的資本統合の進展が，資本の独占的運動原理をもたらしたとはいえ，それが全国的なひろがりにおいて力を持つ独占の完成とか，組織的独占体の形成をもたらさなかったという，すでに繰り返えしてきた事実は，いま一度確認される必要があろう。

だが，ここでも，これによって，イギリスにおける独占資本の確立を否定することが，きわめて，問題をはらむものであること，しかも，その問題性が，まさに独占資本の誤った理論的理解に根ざすものであることを，ここに強調しておく必要があろう。

とりわけ，このような見地からイギリスにおける独占資本の確立を否定的に評価しようとする傾向が，普通強い故，この点はとくに留意されるべきといってよいだろう。

たとえば，前記高橋哲雄氏の場合も，一方で，「イギリス鉄鋼業でも20世紀に入り，とくに大合同運動による企業グループの再編強化以後には，従来に比べて組織においても強度においても有力なカルテルがいくつか出現するようになったことは否定できない[30]」とされながら，「むしろ，一般にカルテルの形成は，うまくいったばあいでも，生産費の高い低能率企業を保護する面がつよかったのではないかと考えられ」，その点から「イギリスのばあい，これらカルテルは，ドイツ流の原料支配からスタートする強大な組織との比肩は，はじめから論外であるとしても，なおかつ，せいぜい景気変動の影響を緩和する程度の効果しかもちえなかった点にその特有な問題性があった。一

般にイギリス鉄鋼業におけるカルテルの弱体短命であったこと，したがってそれが持続的な独占的ビヘイビア，ないし独占的市場構造をもたらすものでなかったことは，生産の集積の未成熟の帰結として，認めなければならない。したがって，このようにカルテルの形成をもって，イギリス鉄鋼業における，独占の確立とみるには，ドイツなどと異なって，かなり無理があるといわざるをえない[31]」とされているのである。ただ，高橋氏の場合，このようにイギリスでのカルテルによる独占の未確立が，かえって「企業，資本的結合の垂直的な方向の発展[32]」をもって，「カルテルの果すべき機能を代行する」ことになり，これによって，市場の事実上の寡占的分割がカルテルなしに生れ，それが，イギリスにおける独占の特殊性となったことを強調されており，それはそれできわめて興味ある正しい指摘であるといってよいだろう。だが，いずれにしても高橋氏の場合にも，まず，独占の確立，未確立が，いわば静態的な意味での独占支配の確立，独占的市場分割の安定へいった点を基準として見ておられるのであり，その角度からは，やはりイギリスにおける独占確立の否定的側面が，まず浮びあがっこざるをえなかったといわねばならないのである。

この点，さらにみれば，たとえば Fitzgerald の場合，かかる方向からの基準と，それによる独占確立の否定的評価は，一層はっきりしているといってよいだろう。すなわち，彼は，そのイギリス鉄鋼業における集中運動の実態を総括して，まず，「トラスト，カルテルの生起にかかわらず，競争が鉄鋼業において支配的であったと結論づけられるべきだろう[33]。多くの部門で，国内的な価格規制のシステムがあったが，決してそれも，独占に基礎をおくものでなかった」とした。だが，その彼も，すぐつづいて「以上にもかかわらず，カルテルは生産者の間で更に一層普及し，〝協定が特殊な経済的条件下においても期待される〟というのは本当でなくなった。実際経済条件が正常の場合にむしろ協定は成功している[34]」という事実は認めざるをえなかった。ここで，明らかに Fitzgerald は，一方でカルテル化の一般化を認めながらも，基本的には，イギリス鉄鋼業における独占の否定的評価を下すにいたっ

ている。

もちろん，静態的にみた，結果的な意味での巨大資本の独占的支配がイギリスでは弱かったことも，イギリスの特殊性をなす，一つの重要な問題であったこと自体は否定さるべきではない。

だが，独占にとって，より本質的なのは，静態的でなく，まさに動態的にとらえられた資本の運動性，なかんずく支配強制をめざす，――いいかえれば，動態的な意味での独占支配をめざす――資本の運動原理でなければならず，そのようなかぎりでの独占資本は，執拗な繰り返えされるカルテル化への動きや，あいつぐ集中の進展それ自体の中において，イギリスでもまた完全にあらわれていたとみなければならないのである。

したがって，またその意味で，イギリスにも帝国主義の一般原理が，根本的には明確に貫いていたのであり，この点については，何らの「とらえ難さ」もなかったとしなければならないのである。*

* Fitzgerald のこのような，イギリス独占の否定的判断に対しては，生川栄治氏もかって批判しておられる。だが氏の議論においては，Fitzgerald がもっぱら競争と独占を二者択一的に対置し，独占をまさに静態的な完全独占に傾斜させて理解したこと，いいかえれば Fitzgerald においては独占が，資本の運動の特質としてダイナミックにとらえられていないことに対する批判はほとんど見当らない。その結果，生川氏は，特に，金融過程の関わりが，産業上の準独占――これも静態的にとらえられているのだが――に，見かけ以上の独占力を与えたという側面からFitzgeraldの議論に反論されているにとどまり，批判の説得力はかなり弱いものとなっていると考えざるをえない。生川栄治著，「イギリス金融資本の成立」有斐閣，1956年，45頁。）

もっとも，以上のような一般原理が，イギリスにも確認されるからといって，われわれの研究の目的が，いたづらにこのような一般法則追認を求めることにのみあるのでないことを，ここにことわっておく必要があろう。

それどころか，実をいえば，むしろ真の意味でのイギリス帝国主義の特殊性を積極的に明らかにすることが，ここでわれわれの一層の目的ともなっているのであり，そして，以下に示すごとく，実にこのような特殊性こそ，却

って上のような意味で，イギリスに貫いた帝国主義の普遍原理を確認してこそ，はじめて明らかにされうることを，ここに明言しておかねばなるまい。

すなわち，すでにみた如く，帝国主義の一般的軸心となるべきものは，株式会社形形式による資本統合，いいかえれば，株式会社制によってのみ可能とされる，諸資本の自立性を相対的に維持したままでの資本統合であるのだが，これはイギリスにおいても，世紀末以降の歴史過程で，その基本的確立をみることができた。

さればこそ，このような資本統合の必然的所産である独占化運動は，イギリスの資本にも一般的となり，そのかぎりでここでも独占資本の一般的確立があった。

だが，まさにこのような帝国主義の一般的軸心が，イギリスにあらわれたことが，同時にイギリス帝国主義の特殊性の出発点となった。

すなわち，これも，先に本章第二節でふれた如く，イギリスでは，まさに自由競争と産業資本主義のもっとも徹底した開花があったために，所謂，産業上の〝個人主義〟の伝統が，とりわけ強固であった。しかも，このように〝個人主義〟の強固な資本が互に一企業内において統合するときこそ，かかる対立物の統一性のもつ矛盾性＝不安定性はとりわけ大きく強くならざるをえず，ここに帝国主義段階に至ってのイギリス資本の一般的停滞という状況が一つの不可避的結果となった。

しかも，このような資本の一般的停滞は，当然，全体としてのイギリス資本主義の発展を阻害することになったし，またそのような発展の停滞が，過剰資本，過剰資金を生み，それがまた，イギリスに特殊な海外投資の流れを一方から規定した。もちろん，ここで停滞が同時に，イギリスの相対的地位の後退につながり，ここに必然的となった国際競争の激化が，資本の独占的運動原理とあいまって，イギリスの植民地主義の新たな発展を規定し，それが海外投資の流れを，いま一方から規定したことも認められるべきであろう。

いずれにせよ，以上に示した論理によって明らかな如く，停滞とか相対的

後退とか，あるいは海外寄生的とかいったイギリス帝国主義の，それ自体としてはすでに確認されてきている諸特徴が実は帝国主義の一般原理が，産業資本主義の開花したかのイギリスをとらえたことによって，はじめてその必然性を，明快に説明されうるものとなることは，注目を要する核心的なポイントといわねばならない。

しかも，重大なことは，このような，イギリス資本主義史の特殊具体性を場とする一般原理の貫徹のなかにこそ，イギリス帝国主義の特殊性も，また同時に明らかにされるということが，実は，他ならず帝国主義の一般原理の正しさ自体に依拠しているということであろう。*

この点，たとえば，次章でみる如く，宇野氏等のように，帝国主義のやや問題のある理論的基点に立つときには，氏らの当初の意図に反して，まさにイギリスの特殊性自体が積極的には明らかにされえないことと対照的ともいうことができよう。

* 帝国主義の一般的関係が，自由競争の開花したイギリスをとらえた結果，停滞的寄生的な，イギリス帝国主義が必然化した論理は上記でつくされているといってよいが，ここで帝国主義の一般的関係が，ドイツ，アメリカをとらえたときにどうなるかが，一つの課題とに出てくることに注目したい。もちろん，その問題にここで完全に答えることはできないが，ドイツやアメリカでは，その資本主義の後発性に規定され，統合資本の発生がイギリスよりかなり早いこと，(ドイツでは早くから金融業者の工場経営といったいわば銀行資本と産業資本の早期癒着，アメリカではパートナーシップ，株式会社の早期発生) したがって，資本の個人主義もイギリスほどでなかったことが，一応推察されること，またさればこそ，帝国主義がこの両国にとっては，必ずしも停滞の出発点とならず，むしろ積極的な独占的支配の拡大がめざされる方向が，主たる方向となったとも考えることができよう。

1) 拙稿〝帝国主義研究における若干の問題点〟北大経済学研究第20巻第1号
2) W.H.B. Court : British Economic History 1870–1941, Commentary and Documents. 1965, P. 240.
3) J. C. Carr and W. Taplin ; History of the British Steel Industry, 1962 P.245.
4) ibid. P. 254.
5)～8) ibid P. 255.

9) Fitzgerald : Industrial Combination in England, 1926. 鎌田正三「独占期におけるイギリス企業」東北大「経済学」41号。
10), 11) J. Carr and W. Taplin : ibid., P.256.
12), 13) ibid., P. 258.
14), 15) ibid., P. 260.
16) P. Fitzgerald ; ibid., P.16.
17) ibid., P.11.
18) ibid., P.22.
19) ibid., P.59-71.
20) H. W. Macrosty ; ibid P. 132.
21), 23) ibid P. 147.
24)〜27) 山本尚一,「第一次大戦のイギリスの産業構造」香川大　経済論叢　37の6，1965　2月
28) 拙稿,「帝国主義研究の若干の問題点」
29) H. W Macrsosty ; ibid., P,330.
30) 高橋哲雄，前掲書，50頁。
31), 32) 高橋哲雄，前掲書，51頁。
33) P. Fitzgerald ; ibid., P. 53.
34) ibid., P. 54.

第3章　イギリス帝国主義研究の批判

(1) 帝国主義についての理論的基点が適切であるかぎり，イギリス帝国主義の一般性必然性もまた，比較的に容易にとらえられるばかりでなく，これによってこそ，イギリス帝国主義の特殊性もまたはじめて Positive なかたちで明白となりうるというのが，われわれの以上までに展開した議論の要旨であった。

また，そこでいう適切な理論的基点とは，すでに本稿に先立つ論稿においても，筆者として，繰り返えし，展開してきたように，帝国主義の根本を次のようにみる立場であった。

すなわち，帝国主義とは，何よりも，19世紀末以降の鉄鋼等重工業を中心とする画期的な生産力発展によって，個人企業的蓄積の限界をつきやぶるよ

うな生産の集積が起り，それによって株式会社形式を利用した資本集中が広範に普及するときにはじめて，一般的且必然的となるべきものであった。とくに，ここで，上のような資本集中が，集中合同する資本の相対的自立性をのこし，そのことによって，これら資本間の対立が，企業内に内在化することが，一つの矛盾となり，それが資本の独占的原理を不可避にすることが，帝国主義の一切の展開の基礎となるべきであるというのがわれわれの基本的主張なのであった。

当然のことながら，ここで，このようなわれわれの主張において，問題の核心となる資本集中は，むしろ産業資本の集中であり，したがって，どちらかといえば，産業資本と産業資本の統合であること，したがって所謂，通例の金融資本概念が示している銀行資本と産業資本の融合癒着ということと，このような資本統合とは，――前者をかかる資本統合の特殊形態として含みながらも――一応異ることが留意される必要があろう。

だが，このことは，もちろんわれわれが帝国主義の一番の基底にあるものとして，産業資本の集中を考えていることを意味するにすぎず，結果的に出てくる産業資本と銀行資本の融合癒着――あるいは特殊的には出発点から出てくる産業資本と銀行資本の結合――をも，われわれが全く否定していることではないことをここにことわっておく必要があろう。

それどころか，われわれの主張にあっても，資本統合のもたらす矛盾によって不可避となる資本の独占的運動原理が，どのような場合にも，その現実の貫徹において，積極的に銀行資本と産業資本の結びつきを強化せざるをえないことを，とくに強調しておく必要さえあるといえよう。

だが，そうはいっても，このような事態は――さきの資本統合の特殊形態としての銀行資本と産業資本の癒着とはちがって――われわれの考えによれば，あくまでも帝国主義段階の資本運動の結果として生れるものであり，なお，その核心的基点の問題とはならない。したがって，たとえば特定の国イギリスにおいて，かかる銀行と産業の結合が，それほどでないとしても，そのことが，イギリスにおける帝国主義段階の基本的発生を，いささかもあい

まいにすることにはならなかったのである。

ところで，周知の通り，このようなわれわれの立場は，すでにイギリス帝国主義研究において，多かれ少かれとられてきた理論的立場とは，やや異ることも，またあえて否定できないところである。

すなわち，多くのイギリス帝国主義論は，やはり株式会社による社会的資金の吸収とそれを通しての銀行資本と産業資本の結合を，多かれ少かれ金融資本概念の中心として考え，これによってあるいはイギリスの非典型性を強調したり（宇野弘蔵氏），またあるいは，この点で基本的には同じ立場に立ちながら，やはりイギリスにもこのような一般的関係がみられることを主張しようとしたり（生川栄治氏）するのが常だったのである。

すでに，前章までに展開してきたことから容易に予想されうると思うが，われわれの考えからは，このような二つのいきかたは当然ともに受け入れられない。すなわち，とくに上に示した前者の場合には，イギリス帝国主義論の positive な理解が不可能とされるし，後者の場合は，多かれ少かれ事実の歪曲を伴わざるをえないということが，われわれの側から必然的帰結としてでてくるのである。

そこで，以下，この点についてこれらのイギリス帝国主義研究の批判と，その論拠を順次示しておくことにしよう。

(2)　上に示した二つのいきかたのまず後者に属するものをあげるとすれば，その代表的なものは，やはり生川栄治氏の見解であるとしなければならないだろう。

そこで，以下，まず生川氏のイギリス金融資本分析を検討することにしよう。

周知の通り，氏によれば，第一にイギリス金融資本研究の出発点としての金融資本の基本概念は次のように与えられる。「すなわち，銀行が独占すべき自己の『商品』は貸付資本としての貨幣そのものであるが，貨幣は他の一般商品にたいして商品経済の社会関係そのものを表示する特殊商品である。したがって，他の多数の商品の相異った使用価値が一般的に抽象化されて，商

品経済の限界のなかでの最大の社会性を示すところに，貨幣なる商品の使用価値の特質がある。このように，銀行は，社会的に同質化された『使用価値』の所有独占を実現するものとして，他の一般商品生産をなす資本がその集中独占化においてうける使用価値からの物的制限を解放される。独占化した産業資本が，ここに使用価値から解放された独占体としての銀行と結合することによって金融資本化することにより，その独占支配の限界がより一層打破されることになる。それは貨幣のもつ特殊な社会関係をその根拠とするものにほかならない。かくて，独占の支配は，金融過程の媒介をへた金融資本なる形態において，その物的な制限を回避しながら資本家的に，したがってひとつには常に私的所有の限界を残しながら，全社会的なものとして確立せられる。金融資本がもつ支配のこの資本家的な社会性によって，独占関係が，産業資本期と区別されて，資本家社会の発展の一つの段階を画するものとされる根拠が与えられることになる」[1]（傍点筆者），

みられる通り，ここで生川氏が考えられる金融資本の核心は，あくまでも，「社会的に同質化された『使用価値』（貨幣―筆者）の所有独占を実現する」銀行資本に，独占化した産業資本が結合するところにあるのであり，このような意味で，イギリスにもかかる金融資本の存在がたしかめられねばならないことになる。

むろん，ここで生川氏の叙述を厳密に考えれば，実は上のような金融資本に先立って，まず「独占化された産業資本」が前提されており，このような産業資本の独占化は，銀行資本の結合に先立って発生しており，そのかぎりで，独占化の核心は，銀行との関わりなしに考えられているかのようである。

だが，仮にそのように読みとれる部分が，生川氏の叙述にあるとしても，おそらく氏にとっては，その辺の問題は，事実上あまり重要でなく，やはり銀行資本と結合することによって，はじめて使用価値的制約から解放された資本家的社会性が確立するという限りで，上記の金融資本的関係の発生こそ，まさに本質的な意味をもつのであり，それが本質的一般的なことであれ

ばこそ，本稿冒頭でも紹介したように，このような一般的軸心のイギリスでの貫徹とその形態が，氏のイギリス帝国主義研究の中心課題とならざるをえなかったのである。

すなわち，氏はまず，独占以前の時期からはじめて，とりわけ独占段階への推転に至る過程のなかでの工業金融の展開過程の実態をさぐられ，そこに銀行資本と産業資本の結合の最初の基盤をさぐられようとしたのであった。

だが，はなはだ遺憾なことに，こうした金融資本的関係の基礎となるような，工業金融をイギリスの世紀末史から抽出することは，生川氏とても，決して容易ではない。

第一に，そもそも「19世紀の中葉においては，イギリスの製造業者達は，一般に彼等自身でその当初の資本を供給し，通常その結果生ずる利潤を消費財貨に費すよりも，むしろ彼等の事業に再投資することを選んだ。疑いもなく，イギリス工業の拡張は企業者によって金融されたのであって，投資家の資本によってではなかった[2]」。

したがって，少くともこの時期については，イギリスには，「工業金融の問題は固有の意義をもって存在しなかったということができるのである。[3]」

また，たしかに「資本市場は早くからロンドンを中心として発展したが[4]」，ここでも，「国内企業との関係は，一部の鉄道，銀行業証券を除いては，ほとんど存在しなかった[5]」のだった。

もっとも，このような状況は，19世紀中葉即ち，まさに独占への推転以前の時期の問題であり，上のような事実があるとしても，これによって帝国主義時代のイギリス金融資本の否定に，なんら至り得ないのもまたいうまでもない。

そればかりでなく，生川氏によれば，次の「19世紀の第3・4半期は，イギリス工業の近代化への移行期であり，産業規模の漸次的拡大に対応して，そのための設備資金需要も増大した。そしてこの設備資金需要の増大は……（中略）……工業の発展にともなう独自的な新たな金融的課題としてその解決をせまってきたのであり[6]」，しかも「イギリスではこの方向展開の最初の指

標が，1862年株式会社法改正における有限責任制の確立であった[7]」というのである。

ところで，生川氏が，一旦上のような19世紀第3四半期における事態の変化の方向を確認されたにもかかわらず，生川氏自身の引用されるラヴイントンのことばに明らかな如く，「イングランドにおいては，この移転が惹き起したところの長期資本にたいする需要は，部分的には株式会社に与えられた法律的援助によって満たされた。しかし，全期間にわたって，需要の大部分は製造業者自身の，および彼等の密接な営業交渉をもっている関係者たちの急速に蓄積されつつある富によって支払われたのであると考えることが合理的であるように思われるのだった[8]。」

だが，生川氏はここでも次のようにいって，イギリスにおける金融資本的金融関係の発生を積極的に確認されようとされる。

すなわち，氏によれば，「通説のいうように，イギリス工業への投資はいぜんとして企業者自身，親戚，友人等の蓄積資本でもって行なわれていたとしても，この時期にはそれが株式制度の形式のもとに行なわれるようになってきた点にとくに注意しなければならないのであり[9]」，また「イギリスの工業家は緊密に自己の企業と結合されており，その結果，市場としてのロンドンからやはり遊離されているという前段階での特色をそのままうけついで発展することとなった[10]」にもかかわらず，それはいわば表面にあらわれたことであり，「公開の市場において外面化する余地を与えられなかった証券活動も，反転して会社内部の財務操作に伏在することを何等さまたげるものではなかったのであ[11]」るというのである。

たんに，社会的資金を吸収する手段であるばかりか，それ以上に集中合併の手段であるところに株式会社の機能の中心があるとするわれわれの見地からみれば，ここに生川氏がただ株式会社制がとられるに至ったということのみ，氏の考える金融資本的金融関係の発生にとっての特別の積極的意味をもたせようとしていることが，全く不可能であることはいうまでもない。そして実際，生川氏も認めておられる如く，イギリスでは株式会社制がとられて

も，これで社会的資金の大規模な動員が行なわれたという事実はなく，仮に株式会社の機能を理論的にはどのように考えようとも，事実として，株式会社制の普及自体が，ただちに銀行と産業を結合させるような，生川氏のいう金融資本的金融関係には至っていないことは全く明白であるとしなければならない。

さらにまた「公開の市場において外面化する余地を与えられなかった証券活動も，反転して会社内部の財務操作に伏在することを何等さまたげるものではなかった」というのも，実に難解で屈折した，ある意味で文字通り，苦しまぎれのいいかたといえないこともない。

だが，一応この点については,「反転して内部に伏在する」という率直にいってやや思わせぶりともいえる表現の内容がどういうことなのか，一旦われわれも生川氏を信頼して氏の主張に耳をかたむけてみることにしよう。

そのようないみで，まず今生川氏の著書の全体から氏のこの点での主張と，その根拠づけをあとづけ，これに若干の検討を加えるとすれば，ほぼ次のようにまとめることができるだろう。

① まず,「産業構造の近代化による企業資金需要の漸進的増大の結果，イギリスにおいて，近代的株式会社制度が先駆的に確立され，したがってまた工業金融の独立的な必要性が企業の生産過程自体からの内部的要請として，その本来的な姿をもっていわば古典的に生誕したにもかかわらず，その必要を社会的に満すべき資本市場の形成は分散的畸型的であり，一つの萎縮的形態をとるにとどまった。[12]」

つまり，たとえば，産業証券の多くは，狭隘な地方資本市場のみに依存した。そればかりか，むしろ「イギリスでは工業株が取引所に依存する必要がなく，企業の旧所有者ならびに直接資本参加を欲した人々の利害のみが決定的であった[13]」。

② こうしたなかで，ともかく社会的資金の吸収が要請された場合，イギリスでは，とりわけ小口化された，安定的投資対象となるべき優先株の発行等，所謂，株式の分化が非常に好まれることとなった。

だが，こうした優先株等は,「性格上は投資保有的なもので流動性に欠けるということ，また各証券種別ごとに必要とする異種発行条件のために一回ごとの発行総額が小口化されるということ，これらの条件は産業の漸進的発展が独占形成のための飛躍的発展に転化する段階においては，市場組織の欠陥に十分には応じえないものとして，生産力の発展に一つ致命的な刻印を残すこととなった[14]」。

③　ところで，上記のように証券保有の直接関係においては，金融資本的関係の基礎はなお弱いかたちでしかあらわれていないが，イギリスで，この他に次のような意味での金融資本的関係の基盤があった。

すなわち，とりわけイギリスでは繊維産業において（実は，生川氏も鉄鋼業についてはそうでないことを認められる[*1]）所謂，暖簾の設定と，それによる水増資本化政策が，その集中運動の過程でとられ，このような水増しによる実質的な創業利得の獲得が，旧所有者たちによって行なわれた。しかも，「この資本化過程を契機として伝統的なイギリス産業資本家は金融的寄生者に転化する[*2][15]」に至り，このようなことを含めて,「株式制度の発展は，特定の現実形態をとりながら個々の独占トラスト間の支配関係を広汎化することによって，より社会的な関係としての金融資本形態を確立すべき可能的根拠をここに成立せしめたのであった[16]。」

そして，おそらく，生川氏によれば，まさしく，このような意味でイギリスの産業株式会社の普及のなかで，金融資本的関係が,「反転して内部に伏在する」こととなったのである。

＊1　「この部門（鉄鋼業）の資本化の特徴は，暖簾政策の放棄として現われた[17]」

＊2　のれん政策自体は当時のイギリス繊維企業の特殊性として明白であり，この辺の生川氏の実証的追跡も一応豊富であるといってよい。だが，このことを経てどのようにして産業資本家が金融的寄生者に転化するかは，本文に示した結論づけのことばが突然出てくるだけでは充分に示されていない。この点こそ，実は後でもふれるように非常な問題なのであるが，たった一つ生川氏がこの結論づけにつながるものとしてあげているのは次のコールのことばの引用である。すなわち,「近代的株式制度のもとにおいては，個人的企業者は再生したのであ

り，しかも新しい外観をまとってきたのである。彼が今日の株式制度において再びあらわれてきているのは，生産過程における雇傭者，組織者，および指導者たることを第一義としているのではなく，主として資本資産の市場操従と関係し，第二義的にのみ財貨およびサービスの生産と関係する金融的相場師としてである。[18]」

だが，みられる通り，ここでコール自身の叙述にもある通り，再生した個人的企業者はなお財貨およびサーヴィスの生産に関係した産業資本家である。また金融的タックテイクの追究が，これら企業者の主たる関心事となったというところも，特に具体的事実による根拠は示されていずコールの一つの判断の開陳ということにとどまっていることが注目されねばならない。

④　ところで，所謂金融資本的関係は，何も上記のような産業証券を通しての関係にのみつきるべきものではなく，より以上に銀行による工業の信用供与の関係にみられなければならない。

ところが，この面についていえば，通説は大低，イギリスの預金銀行による工業信用を否定しているのであり，このような工業信用を認める人も，ごく部分的に間接的な工業金融関係を認めているにすぎない。

だが，ここでも生川氏によれば，「このように預金銀行の特質にかんする在来の支配的見解では，いずれも工業金融関係は論理的には形成されえないとの結論に達している。その結果，イギリスでは産業資本を中心とする独占資本はあっても金融資本は存在しないということになるか，または，その関係は全く間接的なものであるという銀行にとっては非論理的な規定に陥ることになる。しかし，金融資本形態の存在を指摘する以上，それはイギリスの貸付資本を社会的に代表する預金銀行業務の内在的な必然性として理解されねばならない。そのためには，ここでまず預金銀行の『原則』自体を実質的具体的に再検討する必要がある[19]」。

要するに，生川氏としては，通説に抗して，何が何でも，銀行の実態の実質的具体的再検討のなかに，金融資本関係を抽出していかねばならない。

⑤　かくて，氏はまず世紀交替期におけるイギリスの銀行合同を追跡され，そこで結果した，所謂「ロンドン＝地方銀行」の基本的性格を次のようにお

さえられる。

つまり，集中運動の結果生れてきたこのような「ロンドン＝地方銀行」はいわば，ロンドンにおける短期信用が可能とした流動性を一方の条件とし，他方においてこれに支えられながら，地方における「中期又は長期にわたる対工業信用の授与」行なうという2つの機能の統一というところに，その基本性格をもつのであり，したがってこのような点を見ないで,「預金銀行の短期信用『原則』に形式的に固執する二つの主要見解はイギリス銀行の資金運用機構を具体的に理解してないことから生ずる謬論である[20]」とされるのである。

ところで,(この辺の生川氏の叙述を，いちいち詳細にここで再録することもできないのだが）氏が上の帰結を与えるにあたって，示しておられる資料によれば，たしかに地方銀行との合同を経て，ロンドン＝地方銀行の貸付比率があがっていること，よって地方への進出が工業貸付の増大につながったことは一応推測されうるとはいうものの，そのような貸付が，中期又は長期であったという立証は，この段階では実はほとんど与えられていない。

だからこそ，氏の反対の側に立つ通説を敢えて謬論として一旦勇敢にきめつけたにもかかわらず，氏自身上記の議論のあとで，ふたたび「その銀行(ロンドン＝地方銀行）の基本的性格はあくまでも預金銀行であって，長期信用を専門とする投資銀行ではない。したがって，イギリスの歴史的具体的事情の結果可能となったかかる工業金融も，預金銀行の短期信用『原則』から完全に解放されるわけではない[21]」と書いておられるのである。

一旦，中長期信用と断定し，それを見ないものを謬論ときめつけたにもかかわらず，今度は，同じものを短期信用原則から解放されないとする叙述の展開は，何とも奇妙であるとしかいいようがないし，実は生川氏には残念ながら，このような奇妙な叙述展開の比較的多いことを遺憾としなければならないのだが，いまその点は措くとして，ともかく生川氏自身は，かかる論述の動揺を，いわばしめくくって，ともかくロンドン＝地方銀行においては，「工業金融関係の存在そのものが確認された[22]」のであり「さらに進んで，こ

の存在の形態如何が問われ，工業金融活動の具体的実践形態が明られかにされねばならぬ[23)*]」とされるのである。

* ここに，はしなくも，氏は，ここまでに確認されたのは,「工業金融関係の存在そのもの」であったこと，しかもその存在の形態は，次の課題であること，したがって，ここまでの検討では，それら工業金融が中長期であると判断する根拠が全く与えられていなかったことを事実上白状しておられる。しかし，にもかかわらず，根拠なしにすでに一つの判断を与え，それを認めないものを謬論ときめつけられた。これは，やはり読者をあざむく不当な叙述展開であるとしないわけにはいかない。

⑥　ところで，このようにして追跡されたこれらロンドン＝地方銀行の信用の具体的形態は，それではどうであったか。すなわち,「ロンドン＝地方銀行の独占企業に対する工業信用形態を検討した[24)]」結果はどうであったか。

生川氏の与えておられる解答によれば，この場合，とりわけ「工業信用上最も特色ある設備的資本信用[25)]」についていえば，それは,「本質的には，前述中小企業の場合と同様に，当座貸越並びに有価証券発行の結合であり，銀行信用はいわゆる架橋信用（Uberdrückungskredit）の役割を演ずる[26)]」ものだった。つまり，それはたとえば，特定の設備が設置される場合，新株式会社が創立され，その株式を，機械業者，建築業者，商人等の関係者が，各々保有し，その株式を抵当に入れて銀行信用を受けるというかたちで各自は自己の資本を現金化する。また抵当に入った株券が売られてこの場合の銀行信用が回収されるといった方式（この方式が中小企業にみられたものとして先んじて説明されている）なのであった。

ただ，ロンドン＝地方銀行と独占企業との関係の場合は，生川氏によれば,「関係はより直接的であった[27)]」。つまり，この場合には，たとえば，新設備に必要な敷地を企業は銀行から借入れて買う。そしてさらにこの敷地を抵当に資本を借入れ，それで設備を買う。さらに設備を抵当に入れて第三の信用をうけ，これで設備を増強する。そして最終的には銀行借入金総額の返済のために社債を起す。そして当の貸付銀行が社債権者の受託者となるという方式がみられたというのである。

しかも，ここで生川氏は，このような企業と銀行との関係について，さらに他の論者（Aウェーバー，ホッペ，デサウアー等）が,「一応述べて」いながら,「この信用授与が必然的なものとして把握されていない[28]」と批判されるのである。

だが，このような氏の批判にもかかわらず，生川氏が，ようやくこうしたものの実例としてあげておられるのは，わずか三つの企業の場合だけであり，しかも時期的には，第1次大戦直前というかなり遅い時期のものにとどまっており，しめくくりとなる社債の発行総額でみても，わずか140万ポンド分にすぎない[29]。したがって，これだけから，このような関係が，独占段階のイギリスの独占企業と銀行の関係として一般的にみられるかのようにいう生川氏の判断には，とうてい安んじて従うべきでない。しかも，生川氏自身も「しかし，この貸付形式では信用授与は必要の都度漸次的に行なわれることになるから，信用の絶対額は比較的少額にとどまる[30]」ことを認めておられることを考えれば，これによって，生川氏の所謂金融資本的関係を認めることは，やはり残念ながら不可能であるといわざるをえない。

あるいは，そうした限界を生川氏自身も，なかば認めた上でのことであろうが，氏は，ここでさらにこのような工業信用の抽出にとどまらず，第2の場合の銀行信用として，不況における銀行信用の永続的停滞とそれによる信用の長期化をとりあげ，それに関連する実例をあげておられる[31]。

だが，このような不況における信用の停滞などは，所詮，信用のこげつきにすぎず，これをもって，金融資本的長期信用のあらわれとすることなどは，ますます無意味であるといわざるをえない。要するに，生川氏のやや煮え切らない表現をここで借りるとすれば，少くとも「イギリス預金銀行の工業信用授与は貸付資本そのものの限界性を示して弾力性を欠く結果となる[32]」といわねばならない。さらに，はっきりいえば，一部必ずしも長期とはいえない工業信用が，イギリスの銀行にも認められるが，生川氏のいうような金融資本的関係をここで認められるような長期大量の工業信用は，イギリスではやはりむしろまれであったとしか考えようがない。したがって，ここで仮

に「イギリス預金銀行において，当座勘定形式による工業信用授与が伝統的に確立されている点をここで確認しなければならない[33]」と繰り返えしてみても，はなはだ空しいことでしかないとせざるをえないのである。

(3) 以上，要するに生川氏の展開の特徴は，まず，はじめに示したような銀行独占資本と産業独占資本の密接な結合という内容をもった金融資本概念を与え，このような金融資本の一般性が，イギリスにも貫徹していなければならないという理論的確信に導かれて，イギリスにおける事実関係を追跡していく，ところが残念なことに，このような一般性の貫徹を明白に立証するような事実関係が充分に抽出できない，そこで一たん事実関係に無理な解明を与え，その立場から一つの判断を下し，しかも，若干のうしろめたさから，さきの判断をひそかに修正し，そしてさらに進行するなかで，この修正判断をまた棚上げして，結局理論には合うが事実には合わない前の無理な判断を再び繰り返えし，しかもこのように屈折した展開を，独特の叙述でうめていくといったところにあるといえよう。

先の工業金融の問題に関して，事実に反してその長期性を印象づけようとしながら，後にこれを修正していくというやりかたは，このような生川氏の極めて偽満的な論理展開の典型というべきところだが，この点に関しては，さらに短期又は長期という喰い違う判断が，その後にも数回にわたって繰り返えされていることに，更に注意を喚起しておく必要があろう。

すなわち，氏は上記のような展開の後で，さらにまた，やはり「イギリス銀行の信用授与がいずれにしても相対的には短期的性格を持つという点の特色はすでに見られた[34]」とか「イギリスでの主要信用形態が短期的形式をと[35]」るとかを再度繰り返しながら，反対に全く論証ぬきにイギリスの預金銀行において，「信用の形式も個々的には分離されて短期流通的形式をとるが，有機的総体としては結果的に長期的信用もまた充足されていることの特色がみられる[36]」と断言し，氏の理論に有利な，しかし事実の上で，充分たしかめられない関係を，読者に不当に印象づけようとされているのである。そしてこうした論述全体をしめくくるべき部分では，再度「イギリス銀行の対工業金融

関係を否定する在来の通説は間違いである[*37)]」し，しかも，「信用設定の性格は，本来の短期信用と相対的長期信用の二面性を持ち，工業金融に関しては相対的長期信用が前景に現われる[38)]」とされたのである。だが，ここに至っても，この結論は，――立証されなかっただけに――筆者にとって，安んじていい続け得ないものとなっている。すなわち，氏は続けて，イギリスでは，「工業信用長期化にもおのずから一定の限界が与え[39)]」られ，「かくて，銀行信用の性格は，全信用構造の中で，全体としては短期的色彩を与えられ，従って貸付資本の独占産業資本への直接的転化においても，むしろ半身の転化にとどまることとなる[40)]」とされざるをえなかったのである。

要するに，ここにみられるのは，(さきにいったことと基本的に変らないが) 設定された理論と事実の間の矛盾に余儀なくされた矛盾した二つの判断の間の何とも思いきりのわるい動揺の際限のないくりかえしというほかない。そして，そのような判断のギャップを，たとえば<半身の転化>という絶妙？に文学的な（しかるに全く非科学的な）叙述によって，さしあたり架橋するといった手法であるといわねばならないだろう。

ところで，敢えてここでことわっておくが，われわれとしては，上のような生川氏の展開のどうしようもない難点にもかかわらず，氏が一定の理論的設定を行ない，それによって事実を追跡していかれた，いわば理論→実証という氏の方法そのものを批判するつもりではない。

なんとなれば，およそ経済学的研究において，対象に接近する何らかの理論的枠組なしにこれを行なっていくことはやはり不可能なのであり，われわれとしても常に一定の理論を基礎として，抽象から具体へという上昇によってしか，歴史研究もまた真に経済学的なものとしては，これを行ないえないことが明らかであるからである。

だが，このように，理論から実証への順序それ自体に間違いはないとしても，このようにして行なわれた展開に無理があり，その展開によって，事実が充分につつまれえず，あまつさえ事実の歪曲を伴うとすれば，ここにこそ組まれた理論自体のあやまりが明白になっているとしなければならないだろ

う。

そのような意味で，生川氏の場合の問題も，理論によって実証を行なったことよりも，実証の基礎になる理論自体が誤っていたことを，この上もなく示したものといわねばならない。つまり，氏の場合，問題は最初に示した氏の金融資本規定そのものにあるとしなければならない。いいかえれば，このような金融資本規定によっては，イギリスは充分にとらえられなかったのであり，少くともイギリスをも包摂するような一般性や，深い意味での本質性は，あのような金融資本規定によっては与えられえないと考えねばならないのである。おそらく，このことを生川氏流にいったのが，本稿冒頭にもあげたイギリスでは金融資本の一般的軸心が,「特殊的諸様相のもとに埋没して，特殊性が金融資本関係の全面を蔽う形をとっているところに特色がある」といういいかたなのであろうが，そこでも示した通り，このように特殊性に埋没してしまったような一般性を，われわれはもはや一般性としては主張しえないのであり，一般的本質は，そこで考えられたものとは別に求められねばならないというべきであろう*。

* 上述の議論では，くりかえしにもなるので，敢えて検討しなかったが，生川氏は周知の通り，前掲書のなかで，資本市場における銀行と産業の無関係を主張する通説に対する若干の抵抗を試みておられる。だが，生川氏も認めている通り，イギリスでは，資本市場における産業株のウエイトは小さく，しかも資本市場における銀行の干入も，生川氏の立証によっても極めて部分的としかいいようがなく，この点での生川氏の議論は上述のものより一層説得力を欠くと考えざるをえない。

(4) 銀行独占資本と産業独占資本との結合としての金融資本概念に出発して，イギリスにもまたそのような一般的関係があらわれたということを強調するために，どちらかというとこの方向に事実を歪曲する傾向のある生川栄治氏の場合と対照的に，結局のところ基本的には類似した金融資本概念に出発しながらも，事実関係については，無理な歪曲を敢えてせず，逆にイギリスには一般的関係が充分にあらわれなかった側面を強調しようというのが宇野弘蔵氏らのイギリス帝国主義研究の基本的行きかたであることについて

は，いまさらくりかえすまでもないといってよいだろう。

すなわち，まず宇野弘蔵氏によれば，イギリスでは，早くも産業資本の時代から，著しい海外投資の増加があり，これによって独特の資本市場が形成されてきたため，産業証券を媒介にしての大銀行と産業企業の密接な結合は充分には生れなかった。つまり，イギリスにおいては,「大銀行がドイツの大銀行のように，直接の発行業務にたずさわり，産業企業で銀行の援助のもとに独占的組織を拡充するということにはならなかった[41]」のであり，且ここでは「銀行にとっても，産業にとっても，銀行と産業との関係は依然として資金の貸主と借主との関係に留まり，ドイツのように永続的な組織的な関連を結ぶことにならなかった[42]」ことが強調されることになる。

しかも，ここで重要なことは，宇野氏によれば，このような「大銀行との直接的結合をもたない集中運動は，株式形式を徹底的に利用した金融資本に特有なる組織的独占を実現するものではない[43]。」ことである。またさらに，宇野氏が，とくに念を入れて指摘される如く,「イギリスの場合が，金融資本としての発展において典型的のものといえないというのは，もちろん単にカルテルとトラストの独占の力の比較によってはいえないのであり，あくまでも「問題は，イギリスにおける大企業の発展がなお銀行業との内部的な結合を基礎とする組織的な独占体を形成しなかった点にある」ことが留意されねばならぬことになるのである。

ところで，少くとも，銀行と産業との結合を無理矢理つくりあげようとせず，むしろここでは事実に率直に，イギリスにおけるかかる関係の欠如を指摘されるかぎり，宇野氏の議論は，先の生川氏と違って，極めて適切であるといえよう。

だが，他方，宇野氏には，第一章に少しふれたように宇野氏なりの事実の歪曲が別な面で伴わざるをえなかったことを，われわれは見落すことはできないだろう。

つまり，宇野氏の場合は，金融資本概念を規定する場合の中心としての産業独占資本と銀行独占資本の結合が，あくまで株式会社形式を媒介したもの

であるべきこと，いいかえれば株式会社の中心的機能は，実に社会的資金の資本家社会的動員という点にあるのであり，だからこそ，ここで社会的資金を吸収すべき機関としての銀行の役割が遺憾なく発揮され，ここから銀行と産業の結合が生れることが氏の理論の一つの核心となっていたのであり，そのことの必然の結果として，産業と銀行との結合の存在を否定することが，同時に株式会社形式のイギリスにおける普及自体をも，結果的には過小評価せざるを得なかったからである。

すでに，筆者は，この点における宇野氏の指摘を引用し，それが如何に事実を歪めているかについて，本稿の第一章でふれてきたので，ここではそうした引用をくりかえす必要はないだろう。

ただ，先にたんに事実の歪曲としてふれておいたことが，ここにみる通り，まさに宇野氏の理論の必然的結果であること，そして，それがいわば生川氏と対照的な事実誤認になっていることを，ここに確認しておけば足りよう。

なお，ついでにいえば，このような問題は，基本的に宇野氏の理論的立場を継承した上で，イギリス帝国主義研究を行なったかの「帝国主義論(下)」の著者たちについても同様に言えることが確認できるだろう。

ただ，遠藤湘吉氏ら「帝国主義論(下)」の著者たちについていえば，その立っている理論的立場はさておき，実証的には一面においてはかなり詳細をきわめており，そうした面での研究価値は充分に認められるべきであろう。またされればこそ，われわれも先に見た通り，イギリスにおける株式会社の普及の事実追跡においては，もっぱらこの「帝国主義論(下)」に依存したほどであった。

だが，残念なことに，せっかくの詳細な事実研究にもかかわらず，まさに著者たちの立つ理論的立場に規定されて，ここでも宇野氏の場合同様，やや歪められた解釈が事実に対して与えられたことを見落すわけにはいかないのである。

たとえば，第一章でも見た通り，「帝国主義論(下)」は大不況以降における

イギリスの産業株式会社の普及を追跡し，それが「年々多数」にのぼり，且とりわけ「80年代後半以降非常に増大」し，「個人企業に代って株式会社が企業の主要な形態となる基盤が拡大しつつあった」ことを正確に認めながら，他方で,「この場合，イギリスにおける産業証券の発行はほとんど地方で産業会社が自身で，また自ら資力をもつわけではないプロモーターや引きつがれる原企業の所有者自らがこれにあたり，直接に発行の危険を負わねばならなかった[43]」という事実にまどわされ,「大不況は株式会社の普及を抑制する効果をもっていた[44]」という，明らかに先の確認と矛盾する解釈を下すこととなった。

たしかに，イギリスでの株式会社の普及については,「帝国主義論(下)」自体が実証的にたしかめた如く，非公募会社の如きものが多く，宇野氏流に株式会社をもっぱら社会的資金の資本家社会的動員の機関（したがって公募会社）という方向で考える限り，その普及が抑制されたという表現も出てくること自体は理解できる。だが，明らかにこれは，株式会社にあくまでも，一定の枠をあてはめた場合に出てくる判断であり，現実の株式会社の普及は，イギリスにおいてもかかる特定の機能の発現云々とは無関係に充分にスムースに進渉していたことが認められざるをえないのである。

この点，上記の点にとどまらず「帝国主義論(下)」がさらに別の個所でも,(とくに鉄鋼業に関して(「株式会社による資金集中範囲がなお限られたものであること」によって「株式会社の展開が漸進的であった[45]」とくりかえし断定していることを加えて，同書のもつ主要な欠陥として，特に指摘しておかないわけにはいかないのである。

ところで,「帝国主義論(下)」や宇野弘蔵氏のイギリス帝国主義論の問題点は，もちろん上にみたように，一定の株式会社論の枠によって，イギリスの株式会社普及を，自らの実証的指摘にも反して過小評価しているという点にとどまらない。

すなわち，すでに明らかにした如く，イギリス帝国主義にとって，ポイントとなるのは，まさにドイツ式の株式会社の普及や，これを通しての銀行と

産業の結合の如きものが一般に見られず，もっぱら単に組織変更をめざすような，したがって決して社会的資金を資本家社会的に動員するといったものではない株式会社の普及が広範にみられたということ，われわれの視点で言い換えれば，まさに株式会社の基本的機能が純粋に展開されるような株式会社の普及がみられたことであり，このような事態が，何を意味し，何をもたらしたかということを，特に解くことにこそ，イギリス帝国主義解明の基本的な鍵がかくされているとみなければならない。ところが，遺憾なことに，「帝国主義論(下)」の著者（あるいは宇野氏）たちには，このような不思議ならぬ不思議を，たしかに奇異なものとして表明することはできても，積極的にこれを解き明かすべきすべがない。だからこそ，ここからは，本当の意味でのイギリス帝国主義の特殊性もまた決して明白にはなり得ない。

もちろん,「帝国主義論(下)」の著者たちも，このような「不思議」について，全く説明をあきらめていたわけではない。

たとえば，それは，20世紀初頭における鉄鋼業の株式会社の全般化を確認した後に，とくにここでの普通株が，ほとんど「原企業の所有者ないし利害関係者により保有された[46]」事実をあげ，その原因を「国際競争の激化への対応のために企業支配権の確保が一層要求されたことによる[47]」としている。これは，いわば株式会社化がなぜ，ここでは同時に社会的遊休資金の資本家社会的動員にならなかったかを説明する一つの解釈といってよいだろう。

だが，それにしても国際競争の激化への対応ということを一言いってみたところで，仮にイギリス的事態の発生のたんなる原因究明という点に限っても，問題に対する説得力のある解答とは，到底なりえないといわざるをえない。

なぜならば，たしかに国際競争の激化という事実が一方であったとしても，それに対応することが，株式の原所有者による閉鎖的保有とどうしてなり得るのか。反対に国際競争に真に対応するなら，一層社会的資金を集中して，固定設備を強化するといった方向がなぜ撰ばれなかったのか。この点になると同書はほとんど全く説明していないのであり，そのような限りで，先

の説明に納得することは到底できないからである。さらにまた，このようなイギリス的事態の発生の所似よりも一層重要なのは，このような関係が結果としてイギリスに何をもたらしたかということなのだが，こうした点の解明は，同書でははじめから全々問題となっていないのであり*，そこからは肝じんのイギリス帝国主義の内的構造の特殊性の積極的解明はやはり期待しえないといわねばならないのである。

* 前にも見たように，われわれによれば，株式会社の機能の中心は，社会的資金の集中という点にあるのではなく，これによって資本の合同を容易とするところにある。したがってこの角度からはイギリスの事態は何ら不思議でなく，ごく普通に株式会社の機能が発揮されたものにすぎない。だが，もしドイツ式にならなかった原因をあげるとすればそれは資本蓄積の歴史的基盤に対する，この時期の生産の集積の進展が，それほどでなかったこと，したがってことさら社会的資金を集中動員する必要も生れなかったことによるとでもいえることは，先に本稿で展開したことからも容易に推察されうるだろう。

なお，上記の点とやや問題はずれるかもしれないが，同書が別な個所で，綿工業における株式会社の普及に関連して次のような指摘を行なっていることも注目される必要があろう。

すなわち，綿工業において「経営規模に本質的な変化がみられないのに企業形態に本質的な変化が生じているのはなぜか[48]」と自ら問いかけた上で，同書がこれに対して「問題なのは，海外投資の量的規模ではなく，それが国内投資におよぼす質的な影響である。つまり，ロンドン金融市場で大量の外債または外国株式が発行され，巨大な創業利得が実現されているという条件のもとでは国内投資のありかたも，海外投資に規定されて寄生的投機的とならざるをえないのではないか[49]。」とし，こうした金融的投機の目的のために，敢えて綿工業部門でも企業の株式会社化が起っていったかのような説明を与えている箇所である。

なお，明らかに，これはもっぱら海外投資→レントナー化という一点にのみ，イギリス帝国主義のポジイテイブな特殊性を認めていこうとする宇野氏

の考え方[50]に直接つながっていると認められる。

だが，それはさておき，この議論に対しては，第一に海外投資→レントナー化という一面をついたのみでは，やはりイギリス帝国主義の一つの外面的特徴をつかみうるのみで，何ら内的なイギリス帝国主義のポジイテイブな意味での特殊性は明らかとならないこと，したがってこのことに一切を解消することでは，イギリスの積極的解明は果されないこと，また第二に，如何に金融的利害が株式会社化に伴うとしても，いやしくも生産過程に直接基礎をおく資本が，このことによってのみ，しかも一般的現象として株式会社化するなどとは到底考えられないことを，われわれの反駁として指摘しておく必要があろう。

さらにまたこの関連でも，やはりイギリス帝国主義の真に内的な基盤をもつ特殊性は，(イ) それがそれなりの生産集積を基礎に生れた，株式会社的資本集中を基盤に生れたこと，(ロ) しかも，それが資本の個人主義のもっとも徹底したイギリスに発生したために，資本活動の停滞腐朽をある程度伴わざるをえなかったこと，(ハ) そして，この停滞性が一方で社会的遊休資金の国内産業への資本家社会的動員による資本蓄積の飛躍的発展を弱めつつ，他方で過剰資本をもたらすことになり，しかもここに生れた過剰資本が海外投資の一層の拡大につながったことというすでにわれわれが示した一連の有機的連関のある論理のなかでこそ，はじめて明らかにされうることがここにあらためて確認されねばならない。

そして，宇野氏や「帝国主義論(下)」の著者たちが，生川氏同様（若干のニュワンスの違いがあるとはいえ）株式会社と金融資本についての問題のある理論的設定に依ったため，イギリス帝国主義の適切な説明に失敗し，その「とらえ難さ」を自ら認めざるをえなくなっていたことが，ここに再確認されねばならない。

1) 生川，前掲書，5頁。
2) 　同　上　11頁。
3) 　同　上　12頁。

4)，5)　生川，前掲書，16頁。
6)　同　上　17-18頁。
7)　同　上　18頁。
8)，9)　同　上　20頁。
10)，11)　同　上　21頁。
12)　同　上　24頁。
13)　同　上　26頁。
14)　同　上　29頁。
15)　同　上　73頁。
16)　同　上　74頁。
17)　同　上　64頁。
18)　同　上　73頁。
19)　同　上　86頁。
20)　同　上　98-99頁。
21)　同　上　101頁。
22)，23)　同　上　102頁。
24)～27)　同　上　109頁。
28)　同　上　110頁。
29)　同　上　110-111頁。
30)　同　上　112頁。
31)　同　上　111-112頁。
32)，33)　同　上　113頁。
34)　同　上　116頁。
35)　同　上　117頁。
36)　同　上　132頁。
37)，38)　同　上　142頁。
39)　同　上　143頁。
40)，41)　宇野「経済政策論」212頁。
42)　同　上　213頁。
43)，44)　遠藤編，前掲書，188頁。
45)　同　上　258頁。
46)，47)　同　上　283頁。
48)　同　上　266頁。
49)　宇野「経済政策論」215頁。